

入札説明書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	2	第2	4	(2)					事業方式	本事業はBTO方式ですが、登記は市が行い、事業者に登録免許税は課税されないと考えて宜しいでしょうか。又、市が登記を行う場合、事業者に協力を求められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	第2	4	(4)					(参考)運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。	各校ごとの配膳員の勤務時間及び人数をご提示願います。	勤務時間は、9:30～15:00で、各校2名です。
3	入札説明書	3	第3							事業者募集等のスケジュール	プレゼン又はヒヤリングの記載がありませんが、行わないと理解で宜しいでしょうか。行う場合は、詳細をご教示下さい。	提案書受付以降に、ヒヤリング(プレゼンテーション)を開催する予定です。日程、方法等については、9月末までに代表企業に通知します。
4	入札説明書	4	第3							事業者募集等のスケジュール	「入札及び提案書の受付」以降、プレゼンテーションやヒヤリングは開催されずか。開催される場合、いつ頃の実施を想定されていますか。	入札説明書についての質問回答No.3回答をご参照ください。
5	入札説明書	4	第3							事業者応募等のスケジュール	平成22年2月15日公表の実施方針についての質問回答No.12に「ヒヤリングを予定しています」とあります。ヒヤリングの時期、方法(PowerPointによるプレゼン)、留意事項(【例】ヒヤリングで使用する図表等は提案書類に記載のものに限る)等を予めお示し下さい。	入札説明書についての質問回答No.3回答をご参照ください。
6	入札説明書	4	第3							スケジュール	落札者決定に伴う、市へのプレゼンテーション等は実施しないとお考えでしょうか。	入札説明書についての質問回答No.3回答をご参照ください。
7	入札説明書	4	第4	1	(1)	エ				入札参加者の構成等	SPCより直接業務を受託し、SPCには出資しない企業(いわゆる「協力企業」)は、本件では想定されていないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	5	第4	1	(1)	エ				入札参加者の構成等	「構成員はSPCに対して出資を行うこと。」とありますが、出資を行わない構成企業としてグループに参画し入札に参加することは可能でしょうか。ご指示願います。	「構成員はSPCに対して出資を行うこと。」としてください。
9	入札説明書	5	第4	1	(2)					入札参加の参加資格要件	業務を複数企業で遂行する場合、各業務の参加資格要件は、複数企業のうち1社が満たしていれば良いのでしょうか。	すべての構成員が満たされている必要があります。
10	入札説明書	5	第4	1	(2)	ウ				参加資格要件	市の入札参加要件を有していることとの記載がございますが、維持管理企業は市の入札参加資格で「物品買入れ等競争入札参加資格」が必要であるとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	5	第4	1	(2)	オ	(ウ)			建設企業	様式集の注釈の通り施工実績には施工中のものも含まれますか。	含まないこととします。様式集の注釈を削除します。
12	入札説明書	5	第4	1	(2)	オ				建設企業	建設業務を複数の企業で共同して実施する場合には全ての企業が要件を満たす必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	5	第4	1	(2)	カ	(ア)			入札参加資格要件	『業務を実施するために必要となる資格等』とは法定点検等を実施する為の資格と推察します。これらの資格を全て構成企業1社で満足させることは非常に難しいと示唆します。再委託をすることも含め資格要件を満たすことと理解してよろしいでしょうか。例) 家用電気工作物法定点検→有資格者を保安協会等へ再委託 昇降機等法定点検→有資格者を配置する昇降機等点検業者へ再委託 消防設備法定点検→有資格者を配置する消防設備点検業者へ再委託	ご理解のとおりです。

入札説明書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
14	入札説明書	5	第4	1	(2)	カ	(ア)			入札参加資格要件	『有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。』とは実施方針質問回答29番により法定点検等を行う上で必要となる資格を想定との事ですが、配置については常駐をしないという意味で点検が必要な時に施設に赴き点検を実施する考えでよろしいでしょうか。	特に常駐についての定めがない場合は、ご理解のとおりです。
15	入札説明書	5	第4	1	(2)	カ	(ア)			参加資格要件	維持管理企業の要件として、業務を実施する為に必要となる資格と配置する有資格者について貴市が想定する資格等をご教示頂けますでしょうか。	法定点検を始め、業務を遂行するために必要となる資格となります。
16	入札説明書	5	第4	1	(2)	カ	(イ)			入札参加資格要件	複数の場合は、全ての企業が上の(ア)を満たすこと。とございますが、上記(ア)同様に再委託をすることも含め資格要件を満たすことと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書についての質問回答No13回答をご参照ください。
17	入札説明書	6	第4	1	(3)	ク				構成員の制限	「審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と関連がある者」との記載が有りますが、「関連」とは「資本面若しくは人事面」において関連があるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	6	第4	1	(4)	ク				構成員の制限	「審査委員会の委員が属する組織……関連がある者」とありますが、「関連がある者」の定義についてご教示下さい。(例えばどのようなケースが該当するのか具体的にご教示下さい。)	入札説明書についての質問回答No17回答をご参照ください。
19	入札説明書	6	第4	1	(4)					参加資格の確認及び失格要件	失格要件につきまして「参加資格確認後、契約締結までの期間に～失格とする。」とございますが、契約締結とは事業契約締結までの期間という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	8	第4	3	(2)	ア				入札説明書等に関する説明会	説明会、見学会には参加していませんが、公開した入札説明書等以外に配付した資料はありましたか。あった場合はいただけますか。	入札説明書等に関する説明会(4/23)、計画地見学会(4/27PM)では配付していませんが、現共同調理場見学会(4/27AM)では、現共同調理場パンフレットと当日の献立資料を配付しました。その資料と、当日献立A・Bの盛りつけ写真を公表します。
21	入札説明書	8	第4	3	(2)	エ	(ウ)			参考資料	参考資料として「防災に関する資料」とありますが、具体的にどのような内容なのでしょうか？ご教授願います。(例えば、「都市計画関係資料」あるいは「計画敷地における広域防災基地に関連する特殊要件」等) また、土壌汚染調査報告書、埋蔵文化財調査報告書及び地質調査報告書等は、別途公表されると考えてよろしいでしょうか？	・前段については、別途、6/17に入札参加者(代表企業)に配付する資料をご参照ください。 ・後段については、地質調査について、別にホームページにおいて公表しました。土壌調査、埋蔵文化財調査については、今後、終了次第お示しします。
22	入札説明書	8	第4	3	(2)	エ	(ウ)			参考資料等の配布	対象校の敷地・配膳室に関する図面、防災に関する資料の配付予定時期は何時を予定されていますか。 また、当該資料に関する質疑は受け付けていただけるのでしょうか。	・前段については、入札説明書(p8)「参考資料等の配布」とおり、入札参加者(代表企業)に配付します。 ・後段については、入札説明書等質問意見(第2回)の中でお願いします。
23	入札説明書	8	第4	3	(2)	エ	(ウ)			参考資料の配布	各対象校の敷地、配膳室に関する図面を6月17日に配布をしていただけとのことですが、配送先の受け取りスペースにおけるプラットフォームの高さ等の詳細について、学校見学することは可能でしょうか。	学校見学は予定していません。配送先のプラットフォームの高さは、プラットフォーム幅(縦、横)、搬入門の幅、門前の道幅とあわせて、採寸値を添付します。なお、各対象校の写真等については、6/17に入札参加者(代表企業)に配付します。

入札説明書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
24	入札説明書	9	第4	3	(5)	エ				提出書類	「構成員表」(様式1-2)、「委任状(代表企業)」(様式1-3)、「委任状(受任者)」(様式1-4)の提出時期についてご教示ください。(参加表明書の提出時には、「入札参加表明書」(様式1-1)だけでなく、「構成員表」(様式1-2)、「委任状(代表企業)」(様式1-3)、「委任状(受任者)」(様式1-4)も2部提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。)	様式1-1～1-5を6月17日の指定時間に2部提出してください。
25	入札説明書	9	第4	3	(5)	エ				提出書類	各書類2部提出とありますが、正1部・副1部(正の写し)ではなく、2部とも押印する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	正1部、副1部(正の写し)でも構いません。
26	入札説明書	9	第4	3	(5)	エ				提出書類	提出書類は、A4ファイルに(ア)～(ウ)を綴じ込み、2冊提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提出物については、入札説明書についての質問回答No24を参照してください。
27	入札説明書	9	第4	3	(5)	エ				提出書類	様式1-2、様式1-3、様式1-4は、参加表明書等の提出書類として提出するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提出物については、入札説明書についての質問回答No24を参照してください。
28	入札説明書	9	第4	3	(5)	エ	(ウ)			提出書類	「参加資格申請書類の添付書類 2部」とありますが、様式集1-5には「証明書類は1部」との記載があります。添付書類は2部必要になるとの理解でよろしいでしょうか。	様式1-5の「証明書類は1部」は、「証明書類も2部」と変更します。
29	入札説明書	9	第4	3	(5)	エ	(ウ)			提出書類	「参加資格申請書の添付書類 2部」とありますが、様式集P9には「※申請書は2部提出(証明書類は1部)のこと」とあります。添付書類(証明書類)は何部提出すればよろしいでしょうか。	入札説明書についての質問回答No28回答をご参照ください。
30	入札説明書	9	第4	3	(8)					対面対話	「優れた提案につながる入札条件の変更要望等の確認」とありますが、変更が可能な条件についてご教授願います。 また、内容によっては、提案内容が想像できてしまう場合がありますが、このような内容は非公表と考えてよろしいでしょうか。	・前段については、「変更が可能な条件」は変更要望の内容によります。 ・後段については、ご理解のとおりです。
31	入札説明書	10	第4	3	(11)	エ	(ア)			入札書	「入札参加者名を表記」とありますが、「代表企業名」のみを記載すればよいのでしょうか。それとも、「代表企業名及び「構成員名」をすべて記載する必要があるのでしょうか。	記載は、代表企業名のみ(様式1-8)です。
32	入札説明書	9	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	別添資料も含め、様式のフォーマット(Word、Excel)の公表を希望します。公表していただけない場合、余白寸法、使用するフォントの種類や大きさ、複数ページに渡る様式の表記方法、通しページ番号の要不要等の提案書記載要領をお示し下さい。	様式のフォーマットを公表しますが、余白等を規定するものではありません。フォントは自由ですが、過度に小さいものは控えてください。ページは、通しページと各様式毎のページ(例:様式2-7は2枚以内なので、(1/2)(2/2)などの枝番)を示してください。
33	入札説明書	9	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	正本、副本ともに応募企業が判別できる記載をしても良いのでしょうか。	企業名の記載は認めますが、記載は必要最小限としてください。
34	入札説明書	9	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	提案書の提出方法(ファイリング方法や表紙の記載方法など)は、任意の方法により提出すれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	入札説明書	9	第4	3	(11)	エ	(イ)	d		提案書	確認ですが、CD-R等で提出するデータは、様式5-6、様式5-7のみであり、その他様式は提出不要との理解で良いでしょうか。又、提出ファイルの形式(Excel、PDF)及びバージョンのご指定はあるのでしょうか。	電子データはすべて提出してください。様式5-6、5-7、設計図書的面積表・仕上表についてはMS-Excelにより作成してください。他様式は自由です。
36	入札説明書	10	第4	3	(11)	エ	(イ)			入札書	「提案書(様式2-1から様式5-7)については」とありますが、「様式5-7」ではなく、「様式5-12」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
37	入札説明書	10	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	「a～dの計4冊を1部とし」とありますが、a、b、c、dについて、それぞれA4ファイルの分冊形式(aの様式2-3は別途A3ファイル)での提出と理解してよろしいでしょうか。それとも、a～dはA4ファイル1冊にまとめて提出(aの様式2-3は別途A3ファイル)しても良いと理解してよろしいでしょうか。	a～dは見出しを添付した上で、A4ファイル1冊にまとめて、様式2-3は別途A3ファイルとして提出してください。
38	入札説明書	10	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	a～dの提案書を綴じ込むファイルの表紙や背表紙への必須記載事項をご教示ください。	表紙、背表紙とも、事業名、グループ番号、正・副番号(副20部のうち3冊目は[3/20]など)を記入してください。グループ番号は、代表企業に別途通知します。
39	入札説明書	10	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	提案書の「正」と「副」の違いについて、具体的にご教示頂けますでしょうか。正では、CD-Rを添付することになっていますが、それ以外の違いがありましたらご教示ください。	CD-Rは正のみに添付してください。また、副は写しでも構いません。
40	入札説明書	10	第4	3	(11)	エ	(イ)			提案書	a～dの計4冊を見出しを付けた1冊のファイルに綴じて提出して宜しいでしょうか。ご指示願います。	入札説明書についての質問回答No37回答をご参照ください。
41	入札説明書	10	第5	3	(11)	エ	(イ)			提案書	提案書を綴じるファイルの表紙、背表紙の記載の方法(グループ名、書類番号等)についてご指示願います。	入札説明書についての質問回答No38回答をご参照ください。
42	入札説明書	13	第6	4	(1)					資金調達・返済計画	「返済期間においては、追加的な出資又は……生じないようにすること。」とあり、落札者決定基準の基礎審査の項目にも同様の記載があります。一方で、様式集5-5では事業者の運転資金不足時の対応策を提案することとなっています。通常のプロジェクトファイナンスでは、資金不足の際には株主等による追加出資や追加融資により事業の継続性を図ることを想定しますが、本件に関しては資金不足の際に追加融資及び出資の提案を行うことは、失格事項となるということでしょうか。	当初から、追加的な出資又は融資を前提とした提案はしないでくださいという趣旨です。不測時の対応は除きます。
43	入札説明書	13	第6	4	(1)	イ				割賦料	割賦料の支払方法は、入札説明書によると「元利均等」と記載がある一方、様式5-2※1には「元金均等」との記載がありますが、どちらが正しいのでしょうか。	元利均等とします。
44	入札説明書	13	第6	4	(4)	イ				割賦料	割賦料は15年間の元利均等返済にて平準化して支払うとのことですが、①元本部分の消費税は、元利均等返済の元本部分に消費税を乗せた金額が支払われるのか、②元本金額合計の消費税分を60回に除した金額を每期支払われるのかご教示ください。①の場合ですと、消費税を含めた各期の支払い総額が平準化されないため確認いたします。	①の場合を想定しています。
45	入札説明書	13	第6	4	(5)	ウ				委託料	委託料は固定費と変動費で構成され、60回の平準化した支払いとするとの記述がありますが、食缶、コンテナは事業期間中に一度すべてを更新することになっていますが、この費用も60回の平準化にて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	入札説明書	15	第6	4	(3)	ウ				提供給食数と変動料金の算定方法	表中、変更給食数の列の3行目、「-200食超」とは、「-200食を下回る(入札説明書P15)及び「マイナス200に満たない(事業契約書(案)別紙11)と同義との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	入札説明書	16	第6	4	(5)					保険	普通火災保険の付保については、事業者＝SPCで付保するのか、運営を行う給食業者が付保するのかどちらの方法がよろしいでしょうか。	提案におまかせします。

入札説明書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
48	入札説明書	16	第6	4	(5)					保険	事業者が普通火災保険を付保する旨記載がありますが、本施設に対して市は共済に加入する予定は無いのでしょうか。	建物総合損害共済(社団法人全国市有物件災害共済会)に加入する予定です。
49	入札説明書	16	第6	4	(5)					保険	事業者の付保する火災保険は、事業者の帰責事由でない火災等により発生した損害に対しても、保険を発動させる必要があるのでしょうか。	市の帰責事由の場合は、入札説明書についての質問回答No48回答の保険から損害をてん補します。
50	入札説明書	18	第7	3	(2)						「建設企業等との間で直接連絡調整を行う…」との記載がございますが、「建設企業等」には運営企業や維持管理企業も含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	入札説明書	18	第7	4	(1)					建設一時支払金	「市への所有権移転後、事業者へ支払う」とありますが、平成25年3月末日に施設の引渡しが完了した場合、いつ頃、事業者へ支払われることとなりますか。	国から市へ交付金が交付された後、速やかに支払う予定です。
52	入札説明書	18	第8	1	(3)					契約保証金	事業契約書(案)第1条(25)に施設整備費の定義が示されていますが、施設整備費相当、事業契約書(案)第9条、第64条、別紙8における施設整備費相当額との相違をお示し下さい。	「施設整備費相当額」とは「施設整備費」に相当する金額です。
53	入札説明書	18	第8	1	(3)					契約保証金	契約保証金について、入札説明書には「履行保証保険」のみの記載ですが、事業契約書(案)P9第9条には「金融機関の保証」等複数の記載があります。契約保証金はどの様に対応すればよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりです。
54	入札説明書	22							3	事業スキーム	保険契約がSPCと保険会社と直接契約となっておりますが、「事業契約書別紙7事業者等が付保する保険」の内容を担当する企業が契約することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	2	第1	3						望ましい食環境の確保	調理済み食品を極力使わないとありますが、貴市が想定する調理済み食品はどのようなものを想定しておりますか。ご教示願います。	ここでの「調理済み食品」とは、冷凍食品や加工食品です。また、カレールーや調合済み調味料なども含まれます。なお、「調理が終わった食品＝調理済み食品」と区別し、よりわかりやすくするため、要求水準書のp2.10.54の「調理済み食品」は「調理済み加工食品」と修正します。
2	要求水準書	3	第1	4						敷地現況	計画敷地内の現況舗装断面の構成を寸法等によりお知らせ下さい。	アスファルト5cmです。なお、要求水準書(p3)4の「概況等」の文中の「舗装地」を「舗装地(アスファルト舗装5cm、面積約5,800㎡)」と変更します。
3	要求水準書	3	第1	4						敷地現況	北側前面道路に対する歩道の切り開き及び既存植樹帯の切り開きについては、特段の規制は無い判断でよろしいですか。	立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に準じます。また、設計段階には市や警察等の関係官庁協議、出入口が隣接する陸上自衛隊立川駐屯地等との協議が必要となります。
4	要求水準書	3	第1	4						敷地現況(概況等)	施設建設に際して必要となる…樹木の移植・伐採・伐根…事業者負担にて行うこととする、とあります。また要求水準書資料-2「既存植栽位置図」に保存対象樹木の記載があります。この保存対象樹木は敷地内にて移植するのでしょうか、別敷地に移植するのでしょうか、ご教示ください。別敷地に移植する場合、現時点において想定している場所をご教示ください。	「保存対象樹木」とは、「東京における自然の保護と回復に関する条例・施行規則」「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律・同施行令」「立川市緑化推進条例施行規則」に規定される保護の検討が必要となる既存樹木等を指します。これら全数を保存する義務はありません。施設配置等の計画条件及び対象樹木の樹種、樹容、生育状態等を踏まえて「既存樹木等保護検討書」を作成し、設計段階における東京都環境局との協議により、残置、移植、伐採等の処置を最終的に決定します。なお、現状についての調査及び東京都環境局との事前協議は市にて行っています。処置については、建設中の一時保管などを含めて施設計画と合わせて各事業者にて提案して下さい。また、移植する場合には別敷地への移植は想定していません。
5	要求水準書	3	第1	4						敷地現況	資料-2に示されている通り、敷地の西端に「換気孔2本と扉1カ所を有する小山」がありますが、これは何でしょうか。市側で事前に撤去していただけるのでしょうか。事業者で撤去する場合、中の構造や収容物の有無等をお示し下さい。	財務省と協議中です。
6	要求水準書	3	第1	4						敷地現況	資料-2には示されていませんが、敷地内の北西端に「3300V」と示された受電設備の跡の様な機械が、フェンスに囲われて残っています。これは何でしょうか。市側で事前に撤去していただけるのでしょうか。事業者で撤去する場合、中の構造やPCBの有無等をお示し下さい。	財務省と協議中で、工事着工までには撤去する予定です。
7	要求水準書	3	第1	4						敷地現況	「施設建設に際して必要となる…フェンスの撤去、その他整地等は事業者負担での工事が必要」とありますが、敷地南側、敷地西側の既存フェンスは現状のまま利用し、この部分に新たにフェンス等は設置しない考えでよろしいでしょうか。	敷地南側既存フェンスは自衛隊所有物であり、駐屯地側への侵入防止の機能保障が可能であれば既存利用、新設のどちらでも良く、設計段階にて自衛隊との協議となります。敷地西側は財務省所有物であり、既存利用、新設のどちらでも良いです。新たに設置を行う場合においても、見通しや管理を考慮し二重とする必要はありません。新設する場合の材質や高さについては、現状同等以上でご提案下さい。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書	4	第1	4						敷地現況	不発弾等残留状況(磁気探査)の調査内容を提示願います。 また、残留物等は埋設物の処理協議の対象との理解でよろしいですか。	・磁気探査調査については、市による地質調査時に鉛直探査を行っています が、基礎工事の施工等に伴う施工安全性確保のために必要に応じ水平探査等を事業者にて行うことをご提案下さい。 ・後段については、ご理解のとおりです。
9	要求水準書	3	第1	4						本事業の基本条件	概況等で「施設建設に際して必要となる舗装撤去、樹木の移植・伐採・伐根、フェンスの撤去、その他整地等は事業者負担にて行うこととする。」とあります。 資料-2の保存対象樹木は敷地外移植先に一次保管の後に、全ての対象樹木を事業用地に戻すとお考えでしょうか。 敷地外移植先の想定があればお教えください。 また、一次保管中の保存対象樹木の維持管理は事業者負担で行うとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No4回答をご参照ください。
10	要求水準書	3	第1	4						本事業の基本条件	敷地の概況等に関して、現況の「舗装地」の範囲(面積)、及び舗装厚を教示いただけませんかでしょうか。	要求水準書についての質問回答No2回答をご参照ください。
11	要求水準書	3	第1	4						地質条件	市で実施予定の地質調査はいつ頃行う予定でしょうか。また、いつごろ地質調査資料をご提示いただけるのでしょうか。未定の場合、提案段階での構造検討のための地盤に関する情報は資料-4のみでしょうか。	入札説明書についての質問回答No21の回答をご参照ください。
12	要求水準書	3	第1	4						本事業の基本条件	地質条件に関して、地質調査は「今後実施予定」とは、どの時期に何か所を予定されてますでしょうか。	入札説明書についての質問回答No21の回答をご参照ください。 ボーリング調査箇所は3箇所です。
13	要求水準書	4	第1	4						土壌状況	土壌汚染が発覚した場合は市のリスクと考え、今回の見積りには含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	4	第1	4						不発弾等残留状況(磁気探査)	探査対象深度の参考のため、同市内・近隣の例があればお教え下さい。 深度によっては探査方法、スケジュールに影響があると思われれます。	6月8日に公表した地質調査結果(磁気探査)をご参照ください。
15	要求水準書	4	第1	4						上水道	「…引き込みには関係官庁と協議の上、市道の道路横断を要する。」と記載がありますが、具体的な関係官庁先をご教示願います。	東京都水道局立川サービスステーション(多摩水道改革推進本部内)です。
16	要求水準書	4	第1	4						下水道(汚水)	新たに事業者負担で整備する下水道本管のおおよその整備範囲をお教え下さい。	要求水準書資料-7に示す前面道路北側の北多摩二号処理区への排出となります。
17	要求水準書	4	第1	4						下水道(汚水)	「…本敷地と処理区域が異なるため、排除に関する協議中である。」と記載がありますが、事前協議を実施する上で貴市の協議終了予定日をご教示願います。	要求水準書についての質問回答No16回答のとおり、東京都に申請しています。
18	要求水準書	4	第1	4						本事業の基本条件	下水道(汚水)に関して、「排除に関する協議中」とあるが、本事業に対して何らかの影響を及ぼすものでしょうか。	要求水準書についての質問回答No16回答をご参照ください。
19	要求水準書	4	第1	4						インフラ条件等	「雨水全量の敷地内浸透処理を行う」とありますが、浸透以外の処理方法は認められないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
20	要求水準書	4	第1	4						雨水排水・雨水貯留・浸透施設	「…都担当部局、市担当課との協議を経て決定すること。」と記載がありますが、都担当部局及び市担当課をご教示願います。	都/東京都市整備局都市基盤部調整課施設計画係 市/都市整備部都市計画課開発指導係、環境下水道部下水道管理課排水設備係
21	要求水準書	5	第1	4						都市ガス	「…必要となる場合には、ガバナ室を敷地内に設けること。」と記載がありますが、ガバナ室の扱いは、事業者負担となるのでしょうか。ガス事業者の負担となりますか。ご教示願います。	設置、維持管理については基本的には事業者負担となります。詳細については、設計段階においてガス供給事業者と協議の上ご確認願います。
22	要求水準書	5	第1	4						都市ガス	ガバナ室の維持管理の扱いは、事業者側、ガス供給企業側のどちらの区分になるのでしょうか。ご教示願います。	要求水準書についての質問回答No21回答をご参照ください。
23	要求水準書	5	第1	4						施設条件敷地緑化	既存樹木の状況より東京都自然保護条例における第14条と第47条(もしくは第48条)のどちらに該当するのでしょうか。	条例47条の開発協議の必要となる自然地に該当します。なお、公共施設のため、開発許可ではなく開発協議の取り扱いとなります。
24	要求水準書	5	第1	4						施設条件等	「東京都自然保護条例施行規則別表第5乙地域におけるその他の行為に該当する。」とありますが、「東京における自然の保護と回復に関する条例(略称 自然保護条例)」の主旨に沿って、既存樹木の保護について事業者が検討した結果、「現状のまま樹木を残すことも、移植することも合理的ではない」と判断した場合、既存樹木を伐採し、新たに植樹することにより敷地内緑化20%以上を確保する考えで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、詳細については設計段階にて東京都環境局との協議、既存樹木等保護検討書の提出などの手続きが必要となります。
25	要求水準書	6	第1	5	1)					適用法令	工場立地法にはかかわらない施設との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	6	第1	5						適用法令及び適用基準等	計画地は東京都駐車場条例の駐車場整備地区以外の周辺地区、自動車ふくそう地区にも該当せず、条例による附置義務はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	9	第2	1	1)	(1)				施設規模要件	学級数「…余裕率を見込むこと。」と記載がありますが、貴市の想定する具体的な数値がありましたら明示願います。	各校1クラス分×12校以上としてご提案ください。
28	要求水準書	9	第2	1	2)	(1)				衛生管理に関する基本的要件	「汚染作業区域、非汚染作業区域」と「汚染区域、非汚染作業区域」と2通りの表現があります。前者を正式名称と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	10	第2	1		(2)				調理後2時間	給食調理後2時間以内での喫食の考え方について、貴市のお考えをご教示ください。特にグリルテーブルを使用した手作りは、現地見学会(1,300食)で、9時10分から焼き始めて10時30分には配缶が終了していました。最後に調理をした配缶の蓋を閉めた時点から2時間という理解でよろしいでしょうか。	文部科学省の指導のとおり、調理後2時間と考えます。
30	要求水準書	10	第2	1	2)	(3)	①			食物アレルギー対策の充実に関する基本的要件	アレルギー対応専用調理室の設置が入っていますが加熱調理室と理解してよろしいでしょうか(魚肉を含む下処理及び上処理は通常の給食動線と一緒に)	献立によっては、上処理作業が発生することも想定しています。
31	要求水準書	10	第2	1	2)	(3)	②			アレルギー対応食の献立	「現在の学校給食共同調理場での対応」について、現状はどのように対応されているのか、情報をご提供いただけませんか。	要求水準書資料(p67)資料-22「アレルギー対応食(除去食)実施状況」を参考にしてください。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
32	要求水準書	10	第2	1	2)	(4)	③			食育推進機能の導入に関する基本的要件	食育展示機能とは壁面掲示スペースと展示物を入れるショーケースを事業者が提案し、展示物の制作及び更新は市の業務との理解でよろしいですか。	それも一例ですが、運用方法等も含め、より良い提案を期待しています。
33	要求水準書	10	第2	1	2)	(5)	⑤			防災機能の導入に関する基本的要件	防災上の観点から受水槽を60tとなっていますが恐らく使用水量は120~160t/1日位と見積もられ、日によっては塩素濃度の低下が懸念されますので特別な機器が必要になりますか。	受水槽容量は、通常の設計を行い過不足無く決定し、緊急遮断弁や緊急時用水栓を付加して防災水槽として位置づけることを考えており、設計で決定した容量に60tを付加する意味ではありません。塩素濃度確保のための機器設置については必要に応じてご提案下さい。
34	要求水準書	10	第2	1	2)	(5)	⑥			防災機能の導入に関する基本的要件	「40㎡・2基の防火水槽を敷地内にバランス良く設置する。」と記載がありますが、維持管理は事業者側となるのか、所轄消防署の管理となりますか。ご教示願います。	維持管理は事業者です。
35	要求水準書	11	第2	1	2)	(5)	⑨			防災機能の導入に関する基本的要件	移動式ガス発生設備等とは具体的に何を想定していますか。	災害等によるガス供給インフラ停止時に、ポンペに詰められた高圧ガスを器具使用の低圧ガスに変換する設備を一例として想定しています。なお、要求水準書では本設備の設置を義務づけているものではありません。インフラ状況等を考慮して適切な防災機能をご提案下さい。
36	要求水準書	11	第2	1	2)	(5)	⑨			防災機能の導入に関する基本的要件	「・・・移動式ガス発生装置等の災害時の緊急インフラ支援に対応可能な設備・・・」と記載がありますが、具体的な移動式ガス発生装置等についてご教示願います。	要求水準書についての質問回答No35回答をご参照ください。
37	要求水準書	11	第2	2		(7)				周辺への配慮に関する基本的要件	検討中の「立川市景観計画」の公表はいつ頃のご予定でしょうか。	今年度中に素案を公表する予定です。
38	要求水準書	11	第2	1		(7)	⑦			周辺への配慮に関する基本的要件	陸上自衛隊立川駐屯地では、市と協議済みであり、個別協議を受け付けず、市から協議内容を聞くようにこのことでした。屋根の色彩や建物の高さ・位置等、航空障害に関する協議内容等ありましたらご提示願います。	協議結果より、主に以下に示す意向があります。 ・航空の運航の安全確保、防衛上の機能確保の観点から配慮してもらいたい ・航空制限については、建物本体の他、屋上に設置する設備、アンテナ、樹木等も該当する ・建物の構造種別等については特に規定は無い。 ・屋根材などは反射光に留意すること。 ・建物等を介しての基地側への侵入を防ぐよう配慮してもらいたい
39	要求水準書	12	第2	1	1)	(8)				その他、施設の機能に関する基本的要件	⑤「内外部からの低周波等の非可聴域を含めた音環境や部屋相互の音の影響に配慮する」とありますが、これはあくまで「市、事業者ごとに設ける事務室」に限定する要件で、給食エリア等の事務室以外においては、所定の用途に応じた音環境であれば良いと理解して宜しいでしょうか。	「市、事業者ごとに設ける事務室」の他に、「研修室」も含んでください。
40	要求水準書	12	第2	1	1)	(8)				その他、施設の機能に関する基本的要件	⑤「内外部からの低周波等の非可聴域を含めた音環境や部屋相互の音の影響に配慮する」とありますが、現状、陸上自衛隊立川駐屯地に離着陸する飛行機・ヘリコプター等の騒音の影響が生じていると思われます。現状の騒音に関する測定データを開示いただくか、事務室の遮音性能を、壁・開口部等の仕様でお示し下さい。	航空機騒音測定結果を添付します。 平成19年度、20年度(砂川学習館 立川市砂川町1-52-7)
41	要求水準書	12	第2	1	2)	(8)	④			その他、施設機能に関する基本的要件	建築設備及び厨房設備の操作各部には、誤作動を防ぐような措置とは、具体的に操作スイッチ等の作動表示をするとの理解でよろしいですか。	表示以外の安全措置も含まれます。ご提案下さい。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
42	要求水準書	12	第2	1	2)	(8)	④			誤操作を防ぐような措置	「誤操作を防ぐような措置」には、操作マニュアルなどでの取扱い説明も含まれますか	ご理解のとおりです。その他の措置も含めてご提案ください。
43	要求水準書	13	第2		2)	(3)	イ			工事費内訳数量調査 地質調査資料	実施設計段階で「工事費内訳」「数量調査」を提出することになっていますが、帳票については、事業者が通常使用しているものでよいと考えてよろしいでしょうか？ また、「地質調査資料」とは、事業者が行う、設計業務に必要な地盤調査資料のことを指すと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	14	第2	2	2)	(3)	ウ			開発許可・計画通知等関係書類	立川市長を建築主とする計画通知とは、事業者で作成した計画通知書を用いて、市が通知業務を行うとの理解でよろしいですか。	計画通知に関わる事前協議、図書作成等については、市の委任を受け事業者により行って頂くこととします。
45	要求水準書	14	第2	2	2)	(4)				設計業務についての留意事項	市民、地元住民等を対象として建物概要を説明する説明会とは、基本設計内容が市の中間確認を得られた時点で、市主催で開かれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。現時点では、基本設計の中間確認以降で、市が調整した時期に開催を予定していますが、場合によっては実施設計以降に、改めて開催する可能性もあります。 なお、説明および資料作成については、事業者に協力をお願いします。
46	要求水準書	14	第2	2	2)	(4)				設計業務についての留意事項	「市民、地元住民等を対象として建物概要等を説明する説明会」は、法令上必要なもの以外の開催を予定されていますか。また、その場合のタイミングはいつ頃でお考えでしょうか。	設計中間時から設計終了後の着工前までに、適宜開催を想定しています。
47	要求水準書	14	第2	2	2)	(4)				設計業務についての留意事項	市民、地元住民への説明会の主催者は立川市であり、説明会を実施する全ての事務手続きは、全て市が行うと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No45回答をご参照ください。
48	要求水準書	14	第2	2	2)	(5)				設計業務期間	基本設計相当の図面完成時に市の中間確認を行い、実施設計完成時に市の完了確認を行うとありますが、基本設計終了時に市の完了確認は行われないのででしょうか	基本設計終了時には中間確認として実施します。
49	要求水準書	14	第2	2	3)	(1)	ア	④		施設内ゾーニング計画	市の庁用車用自転車・バイク駐車場とは来客用駐輪場(屋根付き)と一体で要求台数を確保する理解でよろしいですか。	一棟、および、別棟については提案に委ねます。
50	要求水準書	14	第2	2	3)	(1)	ア	⑤		施設内ゾーニング計画	配送車庫は本体と同一棟か別棟かは事業者の提案によるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	14	第2	2	3)	(1)	ア	⑩		施設内ゾーニング計画	本施設を介しての不審者侵入対策としては、本施設の外周部にネットフェンス(高さ1.2m)を設ける理解で、自衛隊の基準とは別との理解でよろしいですか。	要求水準書についての質問回答No7回答をご参照ください。
52	要求水準書	14	第2	2	3)	(1)	ア			敷地内ゾーニング計画	見学用の40人乗りバスについて想定している大きさをお教えて下さい。	一般的な大型バス(11m×2.5m程度)を想定しています。
53	要求水準書	14	第2	2	3)	(1)	ア			敷地内ゾーニング計画	⑥「身障者用駐車場を、条例に基づき確保」とあるが、資料-14諸室リストでは「身障者用2台」と明記されています。条例に基づく算定がそれ以下でも2台は最低必要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
54	要求水準書	14	第2	2	(4)					説明会	「～中略～建物概要等を説明する説明会の開催を行う際には、市の要望に基づき協力を行う」とありますが、この説明会の位置付けは事業計画に関するもので、工事説明とは別という意味でしょうか？ また、同じ日に工事説明を行ってよいと考えてよろしいでしょうか？	・前段については、現時点では内容まで決まっていますが、事業に含まれる業務全般に関わる可能性はあります。 ・後段については、状況に応じて協議します。
55	要求水準書	16	第2	2	3)	(2)	⑤			平面計画・断面計画	陸上自衛隊立川駐屯地から要請され、航空障害灯の設置をする場合は、事業契約書(案)第14条3項(1)が適応されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	16	第2	2	3)	(3)				施設構成、諸室の備品等	各エリアの面積の増減について、±5%の許容値を下回る場合は、機能上問題がなければ提案書に理由を表記しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	16	第2	2	3)	(4)				構造計画	建築設備甲類とありますが、甲類の施設では耐震基準に「求められる機能についての信頼性の向上を図る。又不測の事態により必要な設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段に配慮する」とありますが、この記載に関しては、事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	17	第2	2	(3)	(5)	エ	②		化学物質の濃度測定について	指針値を決めていない有害物質～とはどのようなものかご教授願います	定められた物質を基準値以下にすることは当然とし、定められていない物質についても、有害性があると考えられるものについては、自主的に配慮願います。
59	要求水準書	17	第2	2	3)	(5)	ウ	⑤		内部仕上げ	人及びカート・コンテナ往來動線上の扉は自動ドアとありますが、衛生管理上別の扉を選択する事は事業者の提案によるとの理解でよろしいですか。	要求水準書のとおりとします。
60	要求水準書	18	第2	2	3)	(6)	ウ	②		雨水排水	雨水の再利用について中水化処理して便所の洗浄水として利用する事は可能との理解でよろしいですか。	衛生性が厳格に求められる施設であることを考慮した上で、適切な処理がなされていれば可とします
61	要求水準書	18	第2	2	3)	(6)	ウ	②		雨水排水	敷地内の植栽への散水に利用する場合でも、ろ過及び消毒が必要とのことでしょうか。	衛生性が厳格に求められる施設であることを考慮した上で、ご判断・ご提案下さい。
62	要求水準書	18	第2	2	3)	(6)	ウ	①		雨水排水・雨水貯留・浸透施設	「…処理方法、処理量については、東京都、市の関係各課との協議を経て、決定を行うこと。」と記載がありますが、貴市の関係各課をご教示願います。	要求水準書についての質問回答No20回答をご参照ください。
63	要求水準書	19	第2	2	3)	(6)	カ			外灯	太陽光発電等の利活用に配慮することとありますが、太陽光発電により得られた電力を日中の電力で利用するだけではなく、外灯用電力にも利用する必要があるのでしょうか	利活用の方法については、事業者の提案に委ねます
64	要求水準書	19	第2	2	(3)	(6)	キ	③		門扉フェンス等	文化的な景観形成～とはどのようなものか現時点でのお考えがあればご教授願います	例えば、周辺との関係により生み出される景観です。
65	要求水準書	19	第2	2	3)	(6)	キ	⑤		門扉・フェンス	広域防災基地・陸上自衛隊立川駐屯地側のフェンスやセキュリティー設備に影響を与えないようとは、南及び西側のフェンスは撤去及び新設はしないとお考えでしょうか。	要求水準書についての質問回答No7回答をご参照ください。
66	要求水準書	19	第2	2	4)	(1)	①			一般事項	「…エリアごと、…」と記載がありますが、具体的なエリアの定義についてご教示願います。	資料-14の諸室リストのエリア(下処理エリア、調理エリア他)とします。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
67	要求水準書	19	第2	2	4)	(1)	①			エリアごと、時間ごとの使用量	資料-14の「給食エリア」内にもいくつかの「エリア」がありますが、具体的な計量ゾーニングをお示し下さい。 また時間ごととは「1時間」単位を想定されていますか。	・前段については、要求水準書についての質問回答No66回答をご参照ください。 ・後段については、ご理解のとおりです。
68	要求水準書	19	第2	2	4)	(1)	①			一般事項	エリアごと、時間ごとのエネルギーとありますが、エリアは諸室リストに記載されている、給食エリア・事務エリア・屋外施設の3エリアとして宜しいでしょうか	要求水準書についての質問回答No66回答をご参照ください。
69	要求水準書	19	第2	2	4)	(1)	③			一般事項	「災害時にも一定の機能を有するように、施設の防災機能に配慮した計画とすること。」と記載がありますが、一定の機能とは具体的にどのような機能を満足させればよいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書(p10)の(5)防災機能の導入に関する基本的要件をご参照ください。
70	要求水準書	19	第2	2	4)	(1)	③			一般事項	災害時にも一定の機能を有するようにとありますが、一定の機能の具体的な内容をご提示下さい	要求水準書についての質問回答No69回答をご参照ください。
71	要求水準書	19	第2	2	4)	(1)	④			一般事項	航空制限に影響しない範囲での、屋上への機器の設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。航空制限その他自衛隊駐屯地の活動に支障のない提案で、かつ、設計時の自衛隊との協議において了承されれば可とします。
72	要求水準書	20	第2	2	4)	(2)	ア	⑤		一般事項	事業者用事務室に総合監視盤及び防災盤主機、市職員用事務室に防災盤副機を設置すると考えてよろしいでしょうか。	市職員用事務室に総合監視盤副機と防災盤副機を設置してください。
73	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	b		設備項目_受変電・発電設備	「要求水準書(案)についての質問回答No29で回答があります供用開始日の9月1日」とありますが、入札説明書のスケジュールでは引渡しが平成25年3月となっていることから、貴市で負担する光熱水費は平成25年4月1日からとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(b)	情報通信設備	使用するIP電話回線の仕様について具体的にご提示下さい	IP電話の仕様は、SIP(本庁舎側:日立製作所製IP PBX)です。
75	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(f)	情報通信設備	使用する光ケーブル等の仕様について具体的にご提示下さい	本庁舎とはNTT東日本のビジネスイーサワイド回線を使用しており、建物内はCAT6の規格のLANです。
76	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(g)	情報通信設備	「市中学校給食用の現有システムを移設するため、それに必要な設備工事を行う。」との記載がありますが、現有システムの維持管理(修繕含む)は市側で行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(g)	情報通信設備	「市中学校給食用の現有システム(以下参照)を移設するため、それに必要な設備工事を行うこと。」と記載がありますが、必要な設備工事とは、具体的にお示し願います。	電源、通信工事(LANはカテゴリ-5)です。
78	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(g)	情報通信設備	必要な設備工事とは、電源設備及び通信用空配管設備と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No77回答をご参照ください。
79	要求水準書	22	第2	2	4)	(2)	イ	d	(c)	情報表示設備	親時計は、プログラムタイマー、電子チャイム等と連動できる機能を有していれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	23	第2	2	4)	(2)	イ	g		設備項目_テレビ共同受信設備	「要求水準書(案)についての質問回答No.30で回答があります市職員用事務室には・・・テレビは設置しません。」とありますが、事業期間内に万が一市が設置した場合は、貴市でNHK受信料を負担するとの理解で理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
81	要求水準書	23	第2	2	4)	(2)	イ	h		監視カメラ設備	作業モニタリングを目的とするカメラについても自動録画可能なシステムが必要でしょうか。 またその録画保存時間についてはどのようにお考えですか。	・前段については、ご理解のとおりです。 ・後段については、2週間としてください。
82	要求水準書	23	第2	2	4)	(2)	イ	h		監視カメラ設備	見学窓による直接目視の出来ない調理室又はITVカメラを設置し、見学者ホール及び研修室でモニター画像による視認出来れば良いとの理解でよろしいですか。	要求水準書(p10)第2-1-2(4)「食育推進機能の導入に関する基本的要件」とおり、出来るだけ多くの調理工程が直視でき、それが不可能な工程は、見学ルート内でモニター等で視認できるように要求しています。
83	要求水準書	23	第2	2	4)	(3)	イ	a	(d)	空気調和・換気設備	99%以上の集塵効率を有するフィルターは給食エリアのみが対象と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	24	第2	2	4)	(3)	イ	c	(a)	給水・給湯・給蒸気設備	「80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備」とありますが、80℃以上の熱湯の供給が求められている箇所は、要求水準書p31の「オ. 洗浄・消毒・保管の機器」の洗浄コーナーのみであり、その他の箇所は事業者の提案によるものと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	26	第2	2	4)	(4)	a	(c)		その他の設備	食器・食品等の運搬用に小荷物専用昇降機となっていますがエレベーターでもよろしいでしょうか。	作業区域や配送動線など、衛生管理上支障がなければご提案下さい。
86	要求水準書	26	第2	2		(4)	d			監視制御・防災設備	事業者用事務室に総合監視盤及び防災盤主機、市職員用事務室に防災盤副機を設置すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No72回答をご参照ください。
87	要求水準書	26	第2	2	4)	(4)	d			監視制御・防災設備	監視制御・防災設備の「副機を市職員用事務室に設置を行うこと」とありますが、メンテナンスは平日(月～金曜日)昼間に実施できるとの理解で宜しいでしょうか。	市側及び事業者側の業務に支障がなければ可能です。
88	要求水準書	30	第2	3	3)	(3)	ウ	(エ)	b	グリルテーブル	2献立の場合の1献立使用に対応可能な数とありますが、仮に3献立で提案した場合にも、グリルテーブルを使用するのは1献立のみという理解でよろしいでしょうか。例えばオムレツと焼きそばを同日にグリルテーブルを使用しない等。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	30	第2	3	3)	(3)	ウ	(エ)		グリルテーブル	食品の過熱前及び加熱後の交差接触を避けるため及び加熱時間の安定化のためコンベアー等の形状でもよろしいでしょうか。	不可とします。
90	要求水準書	32	第2	3	3)	(4)	ア	b		人(従業員)の動線	「各作業区域の入口には、履き替えができるスペースや、手洗い・消毒等の洗浄設備、エアシャワー、エアカーテン等を設けること」とありますが、上記に記載されている「各作業区域」は一般区域、汚染区域、非汚染区域とあります。汚染区域と非汚染区域への人(従業員)の入口に、履き替えができるスペースや、手洗い・消毒等の洗浄設備、エアシャワー、エアカーテン等を適宜設けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	31	第2	3	3)	(3)	ウ			連続炊飯器	「7,000食(約560kg)の炊飯が可能な…」とありますが、2献立を行う上で両献立ともに米飯を行う予定があるのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	31	第2	3	3)	(3)	エ	(ア)	b	保冷库	カートごとの保管となっているが運搬用コンテナではなく食缶等を乗せる事が可能な任意のサイズのカートでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
93	要求水準書	32	第2	3	3)	(3)	エ	(力)	b	消毒保管庫	食器・食缶をコンテナに収納した状態ですが食缶の場合、コンテナ型保管庫だと乾燥が不十分になる可能性があり、食缶のみ従来型の保管庫でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	33	第2	3	3)	(5)				室内温湿度の計測箇所	「給食エリア各諸室」は資料-14に示されている「温湿度管理が…設置すること」と記載がある室と解釈して宜しいでしょうか。	衛生管理上、より有効となるような提案を期待しています。
95	要求水準書	37	第4	3	(3)	ア				建設期間中の業務	「…市、及び近隣住民に対し、以下の事項に留意すること。」とありますが、現状で北側近隣住民、国営昭和記念公園、陸上自衛隊立川駐屯地等からの設計・施工に関する指示や注意事項、協議記録等があればご提示願います。	自衛隊からの注意事項等については、要求水準書についての質問回答No38回答をご参照ください。それ以外については、現時点では特にありません。
96	要求水準書	37	第4	3	(3)	ア	(エ)			建設期間中の業務	「陸上自衛隊立川駐屯地へのノータム申請が必要となる為、協議を行い、滞りなく手続きを行うこと。」とありますが、ノータム申請に係る窓口をご指示願います。	防衛省陸上自衛隊立川駐屯地が窓口です。
97	要求水準書	37	第4	3	(3)	ア	(力)			建設期間中の業務	「仮囲いのアートパネル化など…」とありますが、貴市が想定されている範囲がありましたらご指示下さい。	特定の範囲はご提案に寄りますが、外部から視認性の高い場所に設置する仮囲いに装飾等を施す程度と考えています。
98	要求水準書	38	第4	3	(4)	ア	(イ)			市による完成検査	市の完成検査に当たり、「この検査には以下の要件及び書類が整っていること」とありますが、市の完成検査は、一般的に建物の検査済証を受領する前に行うものと考えられますので、ご指示のような書類や証書を全て取り揃えることは非常に困難と考えられますが、いかがでしょうか？あるいは、市の完成検査の時期を建物完成後の開業準備期間中と考えてよろしいのでしょうか？	計画通知に伴う完了検査、消防検査後に市の完成検査、引き渡しの流れを想定しています。
99	要求水準書	41	第5	(2)	イ					業務内容	「施設、厨房設備、及び運営備品の取り扱いに対する習熟」とありますが、「習熟」とは、第48条で規定される運営業務従事者が本施設の設備等を上手く操作できる状態にしておくことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	41	第5	(2)	キ					パンフレット作成	1回2,000部の更新を行うとありますが記載内容の更新頻度はどの程度とお考えですか。	内容についても、年1回更新します。
101	要求水準書	41	第5	(2)	キ					パンフレット作成	A3両面版程度でよろしいでしょうか？	要求水準書(p41)第5 2キ「パンフレットの作成」のとおりです。
102	要求水準書	41	第5	(2)	キ					パンフレット作成	「…年1回2,000部の更新を行う…」とありますが、更新費用は事業者の負担でしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	41	第5	(2)	ケ					開所式支援	貴市の想定する開所式の時期及び支援内容をご教示願います。	供用開始前の平成25年3月頃に、事業者には会場準備、施設見学の説明協力等を想定しています。
104	要求水準書	41	第5	(2)	ケ					開所式支援	「市が行う開所式」とありますが、開所式の費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	44	第6	2	(5)	ア ～ ウ				事業期間終了時の検査	主要構造部について、仕上げ等に隠蔽されている部分は、検査から除外すると解釈してよろしいでしょうか	現時点において「除外する」とは明言出来ませんので、事業期間終了後も十分な性能を有する提案を期待しています。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
106	要求水準書	45	第6	3	(2)	(5)				温度及び湿度の管理	「温湿度管理」とは資料-14に示されている「温湿度管理が…設置すること」と記載がある室の「計測」、「監視」、「記録」であり、各室個別に温度・湿度を制御することまでは想定はされていないと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、各室の温度及び湿度の管理をお願いします。
107	要求水準書	47	第6	5	(2)	ア	(イ)			点検業務	「長期間休止していた厨房設備機器を使用日の前日までに点検を行うこと」とありますが、長期間の休止は、要求水準書P57に記載されている春休み・夏休み・冬休みのことであるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	48	第6	6	(2)	ウ	(ア)	e		清掃業務	床は1日1回以上、窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこと。とあるが高所窓ガラスも月1回以上の清掃を行う必要があるのでしょうか。	高所窓ガラスについては、長期間の休止時に実施していただくことを想定しています。
109	要求水準書	48	第6	6	(2)	ウ	(ア)	f		清掃業務	便所は定期的に消毒するとあるが使用薬剤に制限はありますでしょうか。	扉の取手等については次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り清掃をしてください。その他については、人体への影響や施設用途を勘案した上で、適切な製品をご提案ください
110	要求水準書	48	第6	6	(2)	ウ	(ア)	e		給食エリア	窓ガラス清掃は月1回以上とありますが、外面は事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	外部の窓ガラス清掃については、年1回の実施を見込んでいます。
111	要求水準書	48	第6	6	(2)	ウ	(イ)	a		清掃業務	床、机、椅子等の手指に触れるものは、清潔に保持されていることとあるが、市事務室内の机の上に書類が置いてある場合も拭き掃除を実施するのでしょうか。机上については書類紛失等の可能性も考えられるため机上清掃については再考願いたい。	個人が専用使用するものは除きます。
112	要求水準書	48	第6	6	(2)	ウ	(ウ)			清掃業務	見学者スペース及び玄関の窓ガラスは、1週間に1回以上清掃する事とありますが、見学者スペース窓ガラスの調理室内部側は別と考えて宜しいのでしょうか、またその場合内部側の清掃頻度を教えてください。	要求水準書についての質問回答No108,110回答をご参照ください。
113	要求水準書	49	第6	6	(2)	ウ	(ウ)			清掃業務	窓ガラス清掃は見学者スペース及び玄関は週1回以上、給食エリアの窓ガラスは月1回以上との記載ですが、その他のガラス(外部に面した部分等)清掃の頻度は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No110回答をご参照ください。
114	要求水準書	50	第6	6	(2)	カ				ゴミ等の計量・処分	残菜以外のゴミ等は市が行う回収を利用可能と考えてよろしいでしょうか。その回収頻度をお教えます。	市が行う回収はありません。事業系ごみとして、共同調理場から出る全ての廃棄物処理が事業範囲となります。
115	要求水準書	51	第6	6	(2)	カ	(ア)			清掃業務	現状のゴミ等の分別区分ではダンボール類の分別がございませんが、ダンボールはどの項目に含まれるのですか、または納入業者が回収しているのでしょうか	・前段については、紙類に含まれます。 ・後段については、納入業者は回収していません。
116	要求水準書	52	第7	1	(1)					業務内容	アレルギー食対応において、各校の指定場所への配送及び回収を行うとありますが、指定場所とはどこを指しておりますか？	各学校1階の配膳室です。
117	要求水準書	52	第7	1	(1)					業務内容	・各学校にコンテナを下す際に何か障害はありますか(プラットホーム不備、段差等) ・想定として配送員は1名と考えてもよろしいでしょうか	・前段については、入札説明書についての質問回答No23回答をご参照ください。 ・後段については、提案に委ねます。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
118	要求水準書	52	第7	1						配送・回収業務	アレルギー対応食の配送・回収について配送方法、配送車の仕様についての要求水準がありましたらご指示ください。	現在は、アレルギー食を入れた個々の容器をコンテナに入れて配送しています。よりよい提案を期待しています。
119	要求水準書	52	第7	1	(3)	ア				配送・回収時間	45分前までに配送を行いとなっておりますが資料18の各校の開始時間に対し資料19の現在の時間は若干過ぎており、配膳の準備のために食器を先に配達し、食缶を2便で配達する等の方法は可能でしょうか。	要求水準書どおり、おおよそ45分前までに配送を行ってください。なお、各校の到着時間は現状と同等を想定しています。 また、食器・食缶の別配送については可とします。なお、学校の受け入れ時間は10:00以降とします。
120	要求水準書	52	第7	1	(4)					配送・回収計画書の作成	第九小学校の周辺道路は2t車進入禁止となっておりますが、現状の配送業務の委託を受けている業者は、何か特殊な申請もしくは届出等を行っているのでしょうか。	ご理解のとおりです。警察署の許可を受けています。
121	要求水準書	54	第8	1	(2)					基本的考え方	望ましい食育環境〜とはどのようなものか現時点でのお考えがあればご教授願います	食育基本法を参考に、ご提案ください。
122	要求水準書	54	第8	1	(2)					災害時への対応	炊き出し等の活動を行える体制を確保するとありますが、有事の際の自衛隊の救援物資活動と本事業の災害時対応は別であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	55	第8	1	(3)	ア				配置すべき責任者等	現状各校に配置されている配膳員(22名+3名)については、事業者の業務範囲との解釈でよろしいでしょうか。	市の業務範囲です。
124	要求水準書	56	第8	1	(4)					提供食数	年間給食実施日数は186日ですが、実働の稼働日数は、事業期間中は191日～196日程度でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	56	第8	1	(4)					提供食数	事業期間中に土日祝日及び8月に給食提供予定はありますか？	現在12校中1校が二期制のため、過去に8月に給食提供がありました。今のところ予定はありません。 (参考)8月中の給食 平成18年度:3日、19年度:1日、20年度:2日
126	要求水準書	56	第8	1	(4)					提供食数	春・夏・冬休み中は給食調理を実施しないという理解で宜しいでしょうか。もし、休み期間中に給食調理を実施すると、どのような事(イベント等)が想定されるでしょうか。ご指示下さい。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書	58	第8	1	(12)					訓練の実施	平成22年2月15日公表の要求水準書(案)についての質問回答No.62で入札説明書に示すとの回答があった災害時対応マニュアル(およびその他参考となる書類)が公表されておられません。公表あるいは配付を要望致します。	入札説明書についての質問回答No.21の回答をご参照ください。
128	要求水準書	58	第8	1	(12)	アイ				危機管理訓練 災害時対応訓練	年1回の訓練を実施と記載されており、実施については貴市の承認を得る事とされておりますが、それぞれの訓練の実施月については、貴市が想定する時期等がありますでしょうか。	現時点では想定していません。
129	要求水準書	59	第8	2	(2)					保存食(調理済み食品)の保存業務	学校へ直送される食品の保存ですが、各学校側にて用意していただけるという理解でよろしいでしょうか。	学校へ直送される食品は、配送車が配送の帰りに共同調理場に運び、保存は共同調理場で行います。 なお、牛乳については、納入業者が共同調理場に直送します。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
130	要求水準書	63	第8	2	(4)	イ	(ケ)			残量調査	残量調査において、クラスごと、献立の内容ごととなっていますが、資料16にある残菜回収用食缶にはどの残菜類を入れるのでしょうか。	献立の残りは、それぞれが入っていた食缶に入れ、残菜回収用食缶には、飲み残しの牛乳を入れます。 なお、わかりやすくするため、要求水準書資料(p56)資料-16「食器・食缶等及び学校使用備品リスト」の「残菜回収用食缶」を「残食用食缶(牛乳)」と変更します。
131	要求水準書	63	第8	2	(4)	イ	(ケ)			残量調査	献立の内容ごとにより計量・記録とありますが、資料1-16に残菜回収用食缶があります。献立の内容ごとにより計量する為には配送食缶での回収が望ましいと考えます。この回収用食缶には何が回収されるのでしょうか。	要求水準書についての質問回答No130回答をご参照ください。
132	要求水準書	63	第8	2	(4)	イ	(コ)			満足度調査等	アンケート調査を事業者が実施する旨内容となっているが、具体的にどのような内容を想定していますか？	現段階での想定はありません。
133	要求水準書	64	第8	2	(4)	ウ	(イ)			アレルギー対応食の調理	「除去食又は代替食とする」とありますが、現在は除去食しか実施されていないと思われませんが、代替食を行うにあたり市の献立作成時の代替献立はどのように考えておられますか？	今後の検討としています。
134	要求水準書	64	第8	2	(4)	ウ	(イ)			アレルギー対応食の調理	除去食又は代替食の調理において、想定している1日あたりの最大献立数をご教示下さい。	2献立および3献立を基本として、メニュー数は10種類程度を想定しています。
135	要求水準書	64	第8	2	(4)	ウ	(イ)			アレルギー対応食の調理	調理例に除去食材を入れる前に材料を取り出し、とありますが、原則として除去食材が入るまでは一般食と同じ工程及び機器で調理して良いと考えてよろしいでしょうか。	現在はそのようにしていますが、今後はより安全なアレルギー対応食にしたいと考えています。
136	要求水準書	65	第8	2	(4)	ウ	(オ)			アレルギー対応食の調理	アレルギー食対象者は、一般の食器への移し替えは無く、ランチジャーでの喫食と考えてよろしいでしょうか。	各教室で一般の食器へ移し替えて喫食しています。
137	要求水準書	65	第8	3	(2)					定期、臨時及び日常の衛生検査業務	「原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査」について現在貴市が実施している実施内容がありましたらご教示願います。	一般生菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、O-157、腸炎ブドウ球菌等です。
138	要求水準書	66	第8	4	(2)	イ				残菜処理等	「・・・非汚染区域に持ち込まないようにし、第8の2(4)イ(キ)に示す・・・」とありますが、第8の2(4)イ(ケ)の誤記と思われます。ご確認願います。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	66	第8	4	(2)	イ				残菜処理等	要求水準書(案)についての質問回答No.73で回答がありますように、「現施設から排出された残菜はたい肥化され、たい肥化を委託しておりますが、自営化へ変更することは可能でしょうか。	可能です。
140	要求水準書	67	第8	5	(1)					食器類、食缶等	強化磁器製の食器について材質上、児童の「扱い方」次第で破損率が増減すると考えます。については食器予備数についてあらかじめ決定していただけないでしょうか。 またその予備数を超える破損があった場合の再調達費用については別途協議とさせていただきます。ご確認願います。	食器予備数については、事業者の責任で設定してください。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
141	要求水準書	67	第8	5	(2)	ア				コンテナ	現状の配膳業務ではコンテナを小荷物運搬昇降機に入れていないようですが、「小荷物運搬昇降機に収まる大きさ」と限定する必要性はあるのでしょうか。	コンテナを小荷物運搬昇降機に入れています。
142	要求水準書	67	第8	5	(3)					配膳車と配膳台	学校内で使用する配膳車と配膳台を整備するとなっているが、配膳車と配膳台の修繕業務およびその費用、更新にかかる費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか？	配膳車および配膳台の修繕については、市で行います。 また、更新については、事業期間内に1回、事業者による更新を想定しています。要求水準書に明記します。
143	要求水準書	67	第8	5	(4)					配送車	配送車は、SPCから配送・回収業務を委託された企業がリース方式により調達してもよろしいでしょうか。	リース方式による調達は可としますが、新車としてください。
144	要求水準書	68	第8	5	(4)					配送車	配送車両は事業終了後も市に引き渡すことなく事業者が引き続き所有するという理解でよろしいでしょうか。	原則事業者による所有としますが、事業終了時に市と協議を行うことも可能です。
145	要求水準書	3	第1	4					2	立木調査 資料-2	資料-2の保存対象樹木の中には移植が困難な樹木もある様に見受けられますが、極力保存に努めるという考えでよろしいでしょうか。 また、敷地外移植先の想定があればお教え下さい。	要求水準書についての質問回答No4回答をご参照ください。
146	要求水準書								2	保存樹木	既存樹木の調査における保存樹木の選定は東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則52条の保護の適正な検討がされているとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、同規則52条に基づき保存樹木の移植の検討を行うことでよろしいでしょうか	要求水準書についての質問回答No4回答をご参照ください。
147	要求水準書								2	保存樹木	施設整備に伴う保存樹木の移植(市の承諾を得た施工計画)に関するリスク(枯れ補償)は、用地リスクとして市の担当との理解でよろしいですか。	2年以内に枯死した場合には同等の代替樹を植樹してください。
148	要求水準書								2	資料-2 測量図	資料-2の敷地測量図と既存植栽位置図のCADデータをいただけないでしょうか。	参考資料等の配付(6/17)にて、CADデータ(CD-R)を代表企業にお渡しします。
149	要求水準書	3							2	既存物	平面図において、次の3点についてご教授願います。 ①西側(図の左側)に“換気口”及び“扉”がありますが、どのような用途で地下埋設物があるのでしょうか？また、ある場合は、撤去可能でしょうか？ ②南側境界付近にハッチングが掛かった部分がありますが、それは何で、撤去可能なものなのでしょうか？ ③先日、現地を視察した時に、既存植栽の西側にフェンスで囲われて“危険 高圧3,300ボルト”という表示がありましたが、その引き込みルートはご提示いただけますでしょうか？かつこれは撤去可能なものなのでしょうか？	①については、要求水準書についての質問回答No5回答をご参照ください。 ②については、180cm×270cm×厚さ30cmのコンクリート土台です。建物の土台と思われ、撤去可能です。 ③については、要求水準書についての質問回答No6回答をご参照ください。
150	要求水準書	4							2	既存植栽	既存植栽位置図について、これらは全て撤去・処分が可能なものなのでしょうか？	要求水準書についての質問回答No4回答をご参照ください。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
151	要求水準書								2	測量図 平面図1:500	計画地西側中央にある換気孔について、解体費用は本工事に含まれますでしょうか。ご教示願います。	要求水準書についての質問回答No5回答をご参照ください。
152	要求水準書								2	測量図 平面図1:500	計画地北西角に高電圧とかかれたフェンスがあります。施設があるのでしょうか。あれば資料をご提示願います。	要求水準書についての質問回答No149回答をご参照ください。
153	要求水準書								2	立川基地跡地 西側地区概略図・測量図	図中に換気孔と記載のある部分(現地に存在する鉄扉付躯体)の取り扱いについて。本構造物の構造図・外形図など埋設部分を含む躯体の形状がわかる資料をご提示願います。	要求水準書についての質問回答No149回答をご参照ください。
154	要求水準書								2	立川基地跡地 西側地区概略図・測量図	敷地南西側 保存樹 J201及びJ202付近のコンクリート製の土間について、本構造物の構造図・外形図など埋設部分を含む躯体の形状がわかる資料をご提示願います。	要求水準書についての質問回答No149回答をご参照ください。
155	要求水準書								2	立川基地跡地 西側地区概略図・測量図	敷地東側の国有地については、工事期間中に残土仮置き場、仮設工事事務所、仮設駐車場などとして仮使用することは可能でしょうか。ご指示願います。	財務省との協議により、可能となる場合もあります。
156	要求水準書								2	立川基地跡地 西側地区概略図・測量図	敷地東側、国有地の仮使用が可能な場合、どこの機関(部署)と協議することになりますか。ご教示願います。	要求水準書についての質問回答No155回答をご参照ください。
157	要求水準書								2	既存植栽位置図	図内の「保存対象樹木」とは、本事業の開始時に存在する樹木と考えて宜しいでしょうか。または、極力保存に配慮すべき樹木という扱いでしょうか。	要求水準書についての質問回答No4回答をご参照ください。
158	要求水準書	8							4	地質調査	“(参考)新庁舎地質調査地層断面想定図”とありますが、計画敷地から約1km離れているということで、計画敷地が同等という判断はできません。新たに市様にて地盤調査を行う予定はありますでしょうか？ また、古い衛星写真を見ると、以前、計画敷地内に施設らしきものがあつたようですが、それに関する資料はご提示いただけますでしょうか？	・前段については、入札説明書についての質問回答No21の回答のとおりです。 ・後段については、確認できていません。
159	要求水準書	12							6.7	水道、下水道 (ガスなし) (電気なし)	資料6で上水道、資料7で下水道の埋設図が公表されていますが、ガス、電気に関する資料がありません。これらをご提示いただけますでしょうか？ あるいは、それが不可の場合は、現段階で各企業者との協議を行うことは可能でしょうか？	供給事業者にお問い合わせ下さい。
160	要求水準書	23							12	学校給食記録簿 (7月2日(木))	大規模なセンターでは「豆腐」の納入形態が個別ブラパックではないケースが多いようですが、本施設もブラパックではないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
161	要求水準書	24							12	学校給食記録簿(7月3日(金))	「いんげんまめ(乾)」は「前日につけておく」と記載されていますが、これは前日処理に相当すると考えられます。また、他にも同様の処理を行う食材等がありますでしょうか。	大豆も含まれます。
162	要求水準書								12	現況献立表・器具表・作業工程表	資料12で現況献立表・器具表・作業工程表を公表していただいておりますが、グリルテーブルを使用したお好み焼き、焼きそば、オムレツ等についても同様に詳細資料をご公表いただけないでしょうか。	次の資料(献立カード)を添付します。 ・オムレツ(きのこソース) ・ニラ豚お焼(たれ) ・焼きそば
163	要求水準書								14	冷凍庫③	野菜類下処理室及び食品庫に隣接又は近接とありますが、食品庫への搬入を想定されている食材があるとのことでしょうか。想定されている食材及び搬入ルートをお教え願います。	野菜類下処理室への隣接を優先的に考えてください。なお、想定される食品は、冷凍のさやえんどう、さやいんげん、コーン、グリーンピース、青大豆、ブイヨンです。
164	要求水準書								14	調理室	機能の一部が野菜上処理室と同じになることを考慮し、調理室に上処理コーナーを設ける等の考え方もよろしいでしょうか。	可とします。
165	要求水準書	48							14	諸室リスト(加工室)	成型は加工室の作業とされていますが、汚染区域であることや作業性を考慮して他の室で行っても宜しいでしょうか。	他の室及び諸室面積の規模変更等での対応は可とします。なお、作業の流れや諸室規模設定等については、提案書に記載願います。
166	要求水準書	48							14	加工室	加工室にて行われる献立と作業方法について、複数ご教示下さい。	ハンバーグやミートローフの成型、擬製豆腐の混ぜ合わせなどです。
167	要求水準書	48							14	諸室リスト(グリルコーナー)	グリルコーナーの調理例の中に焼きそばが含まれていますが、作業性を考慮して回転釜で行うことは可能でしょうか。	不可とします。
168	要求水準書	48							14	グリルコーナー又はグリル室	グリルコーナー又はグリル室にて行われる献立と作業方法について、複数ご教示下さい。	焼きそば、焼肉、ホットケーキ、おやき、お好み焼き、玉子焼(オムレツ、うす焼き玉子、かに玉)です。
169	要求水準書	48							14	グリルコーナー又はグリル室	「鉄板でオムレツ、焼きそば、お好み焼き等の調理」とありますが、その他の献立をご提示下さい。	要求水準書についての質問回答No.168回答をご参照ください。
170	要求水準書								14	諸室リスト 保冷库	調理後の完成品を釜毎に保冷とは、和え調理を終えた後、クラス毎食缶に配缶した状態で保冷库で保冷するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書								14	諸室リスト	和え調理を終えた後、高断熱性能を有する食缶に入れて保冷库で保冷するのでしょうか。	要求水準書についての質問回答No170回答をご参照ください。
172	要求水準書	49							14	研修室(2)	研修室2での試験調理、食育活動などのための調理実習等の利用頻度はどの程度と考えればよろしいでしょうか。 また、土、日など休日の利用は想定する必要はありますか。	・前段については、月1回程度と考えますが、将来的には増える想定されます。 ・後段については、ご理解のとおりです。
173	要求水準書								14	研修室	調理実習台は研修室とは別に調理実習室を設け設置することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
174	要求水準書	50							14	諸室リスト トイレ	多目的トイレのスペース検討のため、オストメイト対応が必要か、ご提示ください。	オストメイト対応としてください。
175	要求水準書	28							14	資料-14.諸室リスト リフレッシュルーム	「要求水準書(案)についての質問回答No.99で回答がありますように自販機の設定は市の業務区分としておりますが、廃棄物の回収及び費用についても市の業務区分との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書								14	リフレッシュルーム	動線の分離を考慮し、見学者の利用は想定しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書	50							14	諸室リスト 駐車場	駐車スペースの検討のため、市庁用車両の車種を具体的に、ご提示してください。	普通乗用車を想定してください。
178	要求水準書	51 ～ 55							15	厨房機器リスト	資料-16(食器・食缶等及び学校使用備品リスト)、資料-17(諸室備品リスト)にも該当しますが、WordあるいはExcelのオリジナルファイルを公表していただくことは可能でしょうか。	資料-16.資料-17のWord形式ファイルの公表は予定していません。
179	要求水準書	56							16	食器・食缶等及び学校使用備品リスト	食缶の欄に米飯用の記載がありませんが、汁物食缶との兼用と考えて宜しいでしょうか。	和え物、サラダ食缶(角形食缶13リットル)の兼用を想定しています。
180	要求水準書	55							16	食器・食缶等及び学校使用備品リスト	食器及びトレイの寸法は備品リストの寸法から何ミリまで誤差を認めていただけるでしょうか。	各食器の容量及び収納性等において問題なければ、特にミリ単位の誤差指定はありません。
181	要求水準書	56							16	食器・食缶等及び学校使用備品リスト	食器籠類に関して、収納性や使い勝手等を考慮し、寸法を変更をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No180回答をご参照ください。
182	要求水準書								16	食器・食缶及び学校使用備品リスト	リストに米飯用の食缶の記載が有りませんが、米飯専用の食缶をリストの食缶とは別途用意するとのことと宜しいでしょうか。	要求水準書についての質問回答No179回答をご参照ください。
183	要求水準書								16	食器・食缶及び学校使用備品リスト	汁物食缶に丸型16リットルと丸型10リットル2種の記載がありますが、用途を教えてください。	主食がうどんの献立は、必要量が16リットルで入りきらないので、10リットルの食缶も使用します。また、10リットルの食缶をくだものにも使用します。なお、丸形食缶については、角形食缶への変更も可とします。資料-16の修正版を参照下さい。
184	要求水準書								16	食器・食缶及び学校使用備品リスト	計6種の食缶の記載がありますが同時にコンテナに積載する必要がある食缶の組み合わせをご提示ください。	献立によっては、全ての食缶を同時に積載する必要があります。 残食用食缶はその他とは別に集約して積載することも可能と考えます。 【ケースA】 ごはん1、主菜1、副菜1、汁もの1、くだもの1、残食用(飲み残し牛乳)1 【ケースB】 主食うどん2、主菜1、副菜1、汁もの1、くだもの1、残食用(飲み残し牛乳)1 なお、食缶形状については要求水準書についての質問回答No183回答をご参照ください。
185	要求水準書								16	食器・食缶及び学校使用備品リスト	丸型16リットルとあるが、満水量16リットル実用量14リットルであるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、食缶形状については要求水準書についての質問回答No183回答をご参照ください。

要求水準書についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
186	要求水準書								16	食器・食缶及び学校使用備品リスト	スプーン・フォーク通し(箸) 2個/1クラスとありますが、箸に通しを入れて使用するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	要求水準書(案)からの変更点	1/3								防災機能の導入	要求水準書では本変更点が反映されていませんが、変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書が正しく、「要求水準書(案)からの変更点」が誤りです。

落札者決定基準についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
1	落札者決定基準	3	第4	2						事業計画提案書	事業計画提案書の審査項目として、「入札説明書別紙で示したリスクの分担方針との矛盾等がないこと」とありますが、「入札説明書」ではなく「実施方針」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	落札者決定基準	3	第4	2						事業計画提案書	入札説明書別紙で示したリスクの分担方針との記載がございますが、実施方針の別添資料4:リスク分担表のことでしょうか。	落札者決定基準についての質問回答No1回答をご参照ください。
3	落札者決定基準	5	第4	4	(2)					提案内容審査の得点化基準	設計・建設業務提案書の「(様式2-2)全体計画説明書」に関する配点の基準がありませんが、どのように採点されますか。	様式2-3.2-4と一緒に採点します。
4	落札者決定基準	5	第4	4	(2)	1	(5)	②		隣地への配慮	【(5)周辺への配慮】として、『(2)隣地への配慮は適切か。』とありますが、要求水準書P2に「隣接地には運動公園の整備が予定されている」とあります。そこで、施設計画を検討する上で参考とさせていただきますので、この運動公園の施設計画について概要をご提示いただけませんか？	運動公園として整備する予定ですが、内容については、今後の検討になります。
5	落札者決定基準	6	第4	4	(2)	③				資金調達計画・長期収支計画	「不測の資金需要への対応が考慮されているか」との記載がありますが、基礎審査項目にて、追加的な出資又は融資を想定していないことという記載があります。これは、初期投資で予備費(内部留保金)を多く積上げることが評価されるという主旨なのでしょうか。	初期投資により予備費を多く積上げることは、評価される提案の1つと想定されます。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	0							0	全般	様式集のサイズですが、A3判と記載されていないものは基本的にA4判で作成するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。縦横については、特に指定の無い限り、縦としてください。
2	様式集	0							0	全般	収支計画表等エクセルで作成する様式については、事業者側で作成したプログラムに各様式にリンクを張ったままのファイルを提出することでもよろしいでしょうか。	計算式が把握できるファイルとしてください。
3	様式集								0	様式集全体	様式集について、ワードファイル形式でホームページに公表される予定はないのでしょうか。ワードファイル版の様式集を公表頂けるようでしたら、質問書のご回答を公表される以前にホームページに公表頂きたく宜しく御願致します。	様式1-1から1-5のWord形式ファイルについて、5月26日にホームページに公表しました。その他は6月10日以降に公表する予定です。
4	様式集								0	各様式	各様式に枚数制限の記載がありますが、特記事項として添付が認められている内容以外の添付資料は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集								0		各様式において、記載事項に特記がなければ、添付書類等は認められないとの理解で良いでしょうか。	様式集についての質問回答No4回答をご参照ください。
6	様式集	33 ～ 63							0	提案書	提案用紙サイズの記載が無い部分があります。用紙サイズ及び縦書き又は横書きのご指示をお願いします。	様式集についての質問回答No1回答をご参照ください。
7	様式集								1	様式1-1 ～ 様式1-8	入札公告時に公表いただいております「様式1-1」～「様式1-8」は、PDF版のみとなっておりますが、提出する際に入力可能なwordもしくはexcelのデータも追加で公表いただけないでしょうか。特に参加表明が必要となる「様式1-1」～「様式1-5」は、質問回答日の同日公表となりますと、参加表明の提出まで時間の猶予がないため、公表を早めていただくご検討を宜しくお願いします。	様式集についての質問回答No3回答をご参照ください。
8	様式集	33 ～ 38							3	維持管理業務提案書	維持管理業務の提案書の各様式に用紙サイズの指定がございませんが、A4縦との理解で宜しいでしょうか。	様式集についての質問回答No1回答をご参照ください。
9	様式集	39 ～ 48							4	運営管理業務提案書	運営業務の提案書の各様式に用紙サイズの指定がございませんが、様式4-2[2/2]はA3横、それ以外はA4縦との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	様式集	1							1-2	構成員表	構成員の代表者は、立川市に登録している代理人(「競争入札参加資格審査受付票」にある代理人)でよろしいでしょうか。	代理人を登録している場合は、代理人を原則とします。 基本的には、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票に代理人を登録している場合には、当該代理人となります。
11	様式集	2							1-2	様式1-2	本様式には、本社の住所・商号・代表者を記載し、実印を押印するとの理解でよろしいでしょうか。 (支店等で貴市の入札参加登録している場合は、支店等の住所・代表者を記載し、登録印を押印してもよろしいのでしょうか。)	様式集についての質問回答No10回答をご参照ください。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
12	様式集	7							1-4	様式1-4	「委任状(受任者)」は、どのような場合において必要になりますか。(不要の場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。)	代表企業代表者(代理人を登録している場合は代理人)が、受任者を定めて権限を委任する場合です。したがって、不要の場合もあります。
13	様式集	7							1-4	委任状(受任者)	本委任状で、会社代表者から代理人に権限を委任すれば、入札参加表明関係書類等は、全て受任者の氏名・印鑑で作成できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則として、代理人は登録した代理人(様式集についての質問回答No10回答参照)としてください。
14	様式集	7							1-4	委任状(受任者)	本委任状は、代表企業でない構成員の委任状として使用してもよろしいでしょうか。	不可です。本委任状は、代表企業代表者についてのものです。
15	様式集	8							1-5	様式1-5	証明書類の「企業単体の貸借対照表および損益計算書」、「企業単体の減価償却明細表」、「連結決算の貸借対照表および損益計算書」について、「直近2期分」が求められていますが、3月を決算期とする企業の場合、平成22年3月期決算の財務書類が確定していないケースも想定されます。その場合、平成20年3月期、平成21年3月期の2期分を提出させていただく形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	様式集	8							1-5	様式1-5[1/4]	設計企業と工事監理企業が同一企業の場合、本様式は2部提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。(それとも、設計企業、工事監理企業それぞれの申請書として各2部・計4部必要になるのでしょうか。)	文中を「設計及び工事監理企業」と明記いただき、全部で2部提出で結構です。
17	様式集	8							1-5	様式1-5[1/4]	実施設計の実績は、3物件記載する必要がありますのでしょうか。	必ずしも必要ありません。
18	様式集	9							1-5	様式1-5[1/4]	「HACCP対応に対する相当の知識を有していることを証する書類」とは、例えばどのような書類が相当するのでしょうか。	例えば、HACCPに関する講習会やセミナーの参加証など、HACCPにかかわる知識習得を証明できるものです。
19	様式集	9		1	※				1-5	様式1-5[1/4] 入札参加資格審査申請書	入札参加資格申請書の注記に「※申請書は2部提出(証明書類は1部)のこと」と記載があります。但し、入札説明書第4-3-(5)-エ-(ウ)には参加資格申請書類添付書類は2部とあります。証明書類提出部数は1部でしょうか2部でしょうか。	2部とし、様式集を訂正します。
20	様式集	10			(3)				1-5	様式1-5[2/4] 専任配置資格審査申請書(建設企業)	専任配置予定の技術者については、その資格を保持している者であれば複数名申請することも可能という理解でよろしいでしょうか。	複数名申請するにあたっては、実際に配置する技術者を記載してください。
21	様式集	10							1-5	様式1-5[2/4] 専任配置予定の技術者	専任配置予定の技術者には、特に施工実績等は求められていないと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
22	様式集	10							1-5	専任配置予定の技術者	専任配置予定の技術者が、会社都合等で配置が困難になった場合、同等の資格を有した者であれば、変更可能でしょうか。変更を認めない場合、複数人数の技術者を記載することは可能でしょうか。	市がやむを得ないと判断した場合のみ変更可能です。
23	様式集	10							1-5	施工実績	3件の施工実績を記載する欄がありますが、3件全て記載する必要はあるのでしょうか。	必ずしも必要ありません。
24	様式集	10							1-5	証明書類	企業単体の減価償却明細表(直近2期分)を提出することになっていますが、有価証券報告書の有形固定資産等明細表で代替可能と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	様式集	10							1-5	証明書類	施工実績を証明する書類として、工事カルテ及びCORINSカルテ受領書があれば契約書や設計図書等は不要であると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集	10							1-5	証明書類	実施方針の質問回答No.36において、納税証明書の提出を求めています。本様式の証明書類として提出すれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式集	10		5	(2)				1-5	様式1-5[2/4] 入札参加資格審査申請書(建設企業)	「本店又は委任している建設業法に基づく営業所所在地」の記載がありますが、記載する営業所等の基準をご教示願います。	「本店又は委任している建設業法に基づく営業所所在地」は、「代表者欄に記載した者の存在する営業所所在地」に修正します。
28	様式集	10		5	(3)				1-5	様式1-5[2/4] 入札参加資格審査申請書(建設企業)	「専任配置予定の技術者」について、参加表明から実際に着工するまで1年以上時間があります。都合により記載した技術者を配置できなくなった場合、他の技術者を配置することは可能でしょうか。	市がやむを得ないと判断した場合のみ変更可能です。
29	様式集	11							1-5	様式1-5[2/4]	施工実績は、3物件記載する必要があるのでしょうか。	様式集についての質問回答No.23回答をご参照ください。
30	様式集	11							1-5	証明書類	建設業許可申請書の写しについて、「当該営業所が確認できる」とありますが、「当該営業所」とは何を意味しているのでしょうか。	様式集についての質問回答No.27回答をご参照ください。
31	様式集	12			(7)				1-5	様式1-5[2/4] 入札参加資格審査申請書(建設企業)	工事内容が確認できる図面とは、建物・計画概要、平面図、立面図の図面を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	様式集	13							1-5	証明書類	(4)「連結決算の貸借対照表および損益計算書(直近2期分)」とありますが、連結対象が無い場合は、提出不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集	13							1-5	様式1-5[3/4]	「(5)担当業務を実施するために必要な資格等」とありますが、維持管理企業、厨房設備企業のそれぞれについて、本事業の入札参加要件として必要となる具体的な資格名をご教示いただけないでしょうか。	事業者にて必要となる資格を記入してください。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
34	様式集	13		1	(3)				1-5	入札参加資格申請書(維持管理企業、厨房設備企業)	証明書類で(3)企業単体の減価償却明細書がございますが、こちらは税務署に提出する帳票と同等の内容で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式集	14							1-5	様式1-5[4/4]	「学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していることを証する書類」とは、例えば、契約書の写しなどが相当するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集	14							1-5	様式1-5[4/4]	「HACCP対応に対する相当の知識を有していることを証する書類」とは、例えばどのような書類が相当するのでしょうか。	様式集についての質問回答No18回答をご参照ください。
37	様式集	14							1-5	様式1-5[4/4] 入札参加資格審査申請書(運営企業)	(6)HACCPに対する相当の知識を有していることを証する書類はHACCP実務者やISO22000内部監査員、HACCP審査員等の修了証でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	様式集	17							1-8	様式1-8 (注意事項)	「入札代理人による入札の場合」とありますが、どのようなケースが入札代理人による入札に相当するのでしょうか。	代表企業代表者(代理人を登録している場合は代理人)が、受任者を定めて権限を委任する場合です。
39	様式集	20							2-3	設計・建設業務提案書	文字のフォントやサイズの指定があればご指示願います。	入札説明書についての質問回答No32回答をご参照ください。
40	様式集	20							2-3	設計・建設業務提案書	全体配置図に記載すべき情報を2図面に分けて記載すると考えてよろしいでしょうか。	提案に任せます。
41	様式集	20							2-3	様式	外観パースの様式は特に指定がありませんが、様式2-3 ①建築概要及び建築計画のA3横、2枚以内の中に載せると考えてよろしいでしょうか。それとも、他の様式に載せると考えるのでしょうか。	パース用の様式を追加します。鳥瞰パース及びアイレベルの外観パースの2カット以上について、A3横、2枚以内の中に記載してください。なお、様式集冒頭に提出書類チェックリストを追加しましたので、あわせてご確認ください。
42	様式集	20							2-3	様式2-3[1/4]	設計図書(①～⑫)に鳥瞰図(パース)の記載がありませんが、単独の様式として、鳥瞰図(パース)の提出は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集についての質問回答No41回答をご参照ください。
43	様式集	20							2-3	様式2-3[1/4]	「別添資料として作成」とありますが、別のファイルに綴じ込む必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書についての質問回答No37回答をご参照ください。
44	様式集	20							2-3	様式2-3[1/4]	「面積表・仕上表については、Microsoft社製Excelによる指定書式による」との記載がありますので、Excel形式の様式ファイルの公表をお願い致します。	様式集についての質問回答No3回答をご参照ください。
45	様式集	20							2-3	別添資料	②面積表・仕上表については、エクセルによる指定様式によるとの記載がありますが、現段階で公表されていません。今後、エクセルファイルを公表していただけたらとの理解で良いでしょうか。	様式集についての質問回答No44回答をご参照ください。
46	様式集	20							2-3	別添資料	別添資料として諸室備品リストの提出が求められていませんが、備品リストは不要との理解で良いでしょうか。	諸室備品リストを追加して、様式集を修正します。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
47	様式集	20							2-3	平面図	図中に各諸室の床面積を明記とありますが、主要な室のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	様式集	23							2-3	⑧厨房設備計画(煮物調理)	煮物・汁物で「最大1食330cc」となっていますが、小学校としては多過ぎるのではないのでしょうか。	様式2-3[4/4]の内容については、記載例です。
49	様式集	23							2-3	⑧厨房設備計画(焼物・蒸物調理)	焼物・蒸物調理において「生ハンバーグ(680g)」は誤記と思われるのですが確認願います。	様式集についての質問回答No48回答をご参照ください。
50	様式集	23							2-3	⑧厨房設備計画(主な洗浄機器)	洗浄機器のコンベアスピードはメーカーによって異なるため、食器や食缶洗浄機についてもコンテナ洗浄機のように提案できる変更と考えて宜しいでしょうか。	様式集についての質問回答No48回答をご参照ください。
51	様式集	25							2-5	様式2-5	A4横2枚以内と記載がありますが、A4縦2枚以内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
52	様式集	25							2-5	様式2-5	本様式は、「縦」ではなく、「横」書きで記載するのでしょうか。(「縦」の誤りでしょうか。)	様式集についての質問回答No51回答をご参照ください。
53	様式集	25							2-5	業務計画説明書3	「・・・以下のことを中心にA4横2枚以内で・・・」と記載がありますが、書式はA4縦とありますが、A4横を正と判断してよろしいでしょうか。ご指示願います。	様式集についての質問回答No51回答をご参照ください。
54	様式集	30							2-10	設計・建設費見積書	様式3-7(維持管理費見積書)、様式4-8(運営備品リスト)、様式4-9(運営費見積書)、様式5-11(LCCO2計算書、運営LCCO2計算書)にも該当しますが、WordあるいはExcelのオリジナルファイルを公表していただくことは可能でしょうか。	様式集についての質問回答No3回答をご参照ください。
55	様式集	31							2-10	様式2-10 設計・建設費見積書	「費目については、必要に応じて追加してください」とありますが、SPC設立費用等開業関連費用に関しては、本様式に記載するとの認識でよろしいでしょうか。	SPC設立費用等開業関連費用に関しては本様式に記載してください。開業準備の費目は設定してありますが、費目は必要に応じて追加してください。
56	様式集	31							2-10	様式2-10	SPCの創業費や開業関連費等は、「その他の費用」という費目を新たに追加して、本様式に計上してよろしいでしょうか。	SPCの創業費や開業関連費に関しては本様式に記載してください。開業準備の費目は設定してありますが、費目は必要に応じて追加してください。
57	様式集	38							3-7	様式3-7	表の下部にSPC手数料とありますが、この項目にはSPC人件費、保険料、利益・税金等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。必要な補足説明をしてください。
58	様式集	38							3-7	維持管理見積書	枚数制限はなしとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	様式集	38							3-7	維持管理見積書	こちらの様式では見積額は1年間の平均額を記載し、事業期間を通じた維持管理費用の合計額は様式5-6に記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	様式集	38							3-7	維持管理見積書	業務の品質確保を目的とした費用はどの項目に記載すれば良いでしょうか。	事業者の提案に委ねます。必要な補足説明をしてください。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
61	様式集	40							4-2	様式4-2 運營業務提案書 業務計画説明書 1 <運營業務実施 体制>	別添資料「②全体調理人員配置図」(参 考)とありますが、(参考)とはどのよう な意味でしょうか？	「(参考)」は削除します。
62	様式集	40							4-2	様式4-2[1/2]	①調理、配送・回収、洗浄全体工程計 画、②全体調理人員配置図は、「別添 資料として作成」とありますが、本様式 の後にA3を折り込んで綴じ込むという 理解でよろしいでしょうか。(別のファ イルで提出する必要はないとの理解で よろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
63	様式集	40							4-2	業務計画説明書 1 <運營業務実 施体制>	「また、下記の設計図書を別添資料と して作成して下さい」とありますが、別 添資料はP20の様式2-3[1/4]に記 載の設計図書とともに、一纏めにファ イル綴じして提出するのでしょうか。	様式集についての質問回答No62回 答ご参照ください。
64	様式集	41							4-2	様式4-2[2/2]	調理工程、配缶工程、全体工程、配 送・回収工程、洗浄工程の各工程につ いて、 それぞれ個別(5つ)の計画表を記載 する必要があるとの理解でよろしいで しょうか。 それとも、各工程を一つの全体計画 表として整理して記載することも可能 でしょうか。	記載方法は自由です。わかりやすく 工夫して記載してください。
65	様式集	43							4-4	様式4-4 運營業務提案書 業務計画説明書 3 <手作り給食の実 施>	7/2Aと7/3Bの献立では炊飯業務は 無く、焼物が重複しますが、この2献 立を同日に調理する工程表等を作成す るという理解でよろしいでしょうか？ また、その場合はAB各3、500食で よろしいでしょうか？	提案する献立は、 A:7月2日Aの献立 B:7月2日Bの献立 を同日に調理すると修正します。 なお、食数は、A:3500食、B:3500食 として考えてください。
66	様式集	48							4-9	様式4-9	表中にSPC手数料の項目がありますが 、SPC手数料については、事業者の 判断で、様式3-7に計上し、この表中 はゼロとしてもよろしいでしょうか。あ るいは、何らかの方法で案分して計上 する必要がありますのでしょうか。	SPC手数料に含める内容は事業者の 提案に委ねますが、維持管理業務に 関するSPC手数料、運營業務に関する SPC手数料は分けて計上してください。
67	様式集	48							4-9	様式4-9	「Ⅲ. 運営支援業務」とありますが、 要求水準書や事業契約書(案)には当 該業務に関する明確な記載がござい ません。補足説明欄にも「実施する場 合」とありますが、具体的にどのような 業務内容が、本様式の「運営支援業 務」に相当するのをご教示下さい。	落札者決定基準に示す「調理業務の 工夫や食育学習機能の充実等運營業 務への支援」が該当します。具体的 な内容は、事業者の提案に委ねま す。
68	様式集	48							4-9	様式4-9	「Ⅵ. 運営備品の調達業務」につ いて、本施設の開業当初に調達(購 入)する運営備品等は、初期投資費 を記載する様式2-10「設計・建設 費見積書」に計上してもよろしいで しょうか。	本様式に記載してください。
69	様式集	50							5-2	様式5-2 市の支払総額	備考1で初期投資費用とは様式1-8 に記載した金額とありますが、様式1- 8の金額は委託料を含めた入札金額 です。様式2-10の合計から消費税 相当額を控除したものではないでし ょうか。	ご理解のとおりです。備考1の記 載内容について、「様式1-8」を「 様式2-10」に修正します。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
70	様式集	50							5-2	様式5-2	3.委託料の欄に、固定料金年額および変動料金年額との記載がありますが、合計金額は15年間の総額を記入するものと考えます。年額ではなく総額との理解でよろしいでしょうか。あるいは、セルを追加して、年額を記入したほうがよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。「固定料金年間額」「変動料金年間額」の「年間額」を削除しますので、総額を記入してください。
71	様式集	50							5-2	様式5-2	2.割賦料のうち、金利およびスプレッドは小数点以下何桁の記載とすればよろしいでしょうか。	全ての桁を提示してください。
72	様式集	50							5-2	様式5-2	備考1に「初期投資費用とは、様式1-8に記載した金額(税抜き額)」とありますが、「様式1-8」ではなく、「様式2-1」ではないでしょうか。	様式集についての質問回答No69回答をご参照ください。
73	様式集								5-2	事業計画提案書(様式5-2)※1	「元金均等償還の方法」との記載がありますが、「元均等償還の方法」の誤記との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	様式集								5-2	事業計画提案書(様式5-2)※4	本様式は千円単位で作成というご指示ですが、入札書(様式1-8)に記入する入札価格も、本様式のSPCに対する市の支払総額と整合を図り、千円未満を切り捨てた金額とするという理解で宜しいでしょうか。	入札金額については、千円未満を切り捨てる必要はありません。
75	様式集	52		1					5-4	様式5-4[1/2]資金調達計画書1. 事業費の調達に関する考え方	事業費総額には、初期投資費用に加え、予備費や消費税相当額も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。わかりやすく工夫して記載してください。
76	様式集	52		1					5-4	様式5-4[1/2]資金調達計画書1. 事業費の調達に関する考え方	資金調達企業名とは、SPCに出資する企業(株主)を記載するという理解でよろしいでしょうか。	SPC及びSPCに出資する企業を想定しています。外部借入をSPCが行う場合は、資金調達企業名にはSPCと記載し、外部借入を構成員が行う場合は、資金調達企業名には当該構成員名を記載していただくことを想定しています。
77	様式集	52		1					5-4	様式5-4[1/2]資金調達計画書1. 事業費の調達に関する考え方	自己資本とは出資金という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	様式集	52		1					5-4	様式5-4[1/2]資金調達計画書1. 事業費の調達に関する考え方	事業費総額の内訳には、株主からの借入(外部借入ではないもの)も想定しています(例:株主による劣後ローン等)。どのように記載すればよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。劣後ローンの欄を追加する、または内訳金額を示すなどわかりやすく工夫してください。
79	様式集	52		2					5-4	様式5-4[1/2]資金調達計画書2. 外部借入等について	資金調達企業毎に外部借入等を記載するように見受けられますが、外部借入を行うのはSPCではないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。わかりやすく工夫して記載してください。
80	様式集	52							5-4	様式5-4(1/2)	自己資本には資本金+株主劣後融資の合計額と理解してよろしいでしょうか。あるいは、株主劣後融資は外部借入れとして記入するのでしょうか。ご教示ください。	様式集についての質問回答No78回答をご参照ください。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
81	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]2/2	本様式について、A4・縦書きでの記載は認めていただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。わかりやすく工夫して記載してください。
82	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「1. 事業費の調達に関する考え方」の「事業費総額」は、様式2-10「設計・建設費見積書」の金額と整合させるという理解でよろしいでしょうか。	一致を求めるものではありませんが、整合させてください。
83	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「1. 事業費の調達に関する考え方」の記載欄について、事業費総額は、構成員等が拠出する自己資金と、金融機関から借入する外部資金にて調達するのが一般的だと考えられます。上記を前提とした場合、「資金調達企業名」欄の行は、SPCに出資する「構成員」等を記載すると考えられますが、そのような理解でよろしいでしょうか。 「2. 外部借入等について」の表を踏まえると、「資金調達企業名」欄の行は、金融機関を記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	様式集についての質問回答No76回答をご参照ください。
84	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「1. 事業費の調達に関する考え方」の「自己資本」欄の行は、構成員等が拠出する出資金(資本金)の内訳を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の提案に委ねます。
85	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「1. 事業費の調達に関する考え方」の「自己資本」欄の行は、構成員が拠出する出資金(資本金)のみを記載し、「劣後ローン」は「3. 上記以外の資金調達方法」に記載するとの理解でよろしいでしょうか。それとも、SPCに出資する構成員が拠出する劣後ローンも、「自己資本」欄に記載するのでしょうか。	様式集についての質問回答No78回答をご参照ください。
86	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「1. 事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」欄は、「資金調達企業」毎に記載するような前提になっていますが、「資金調達企業」はSPCに出資する「構成員」等になることを前提にすると、この欄に記載するケースは発生しないと考えられます。「外部借入等」欄の行に記載する金額は、どのようなケースを想定されているのかご教示下さい。	様式集についての質問回答No76回答をご参照ください。
87	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「2. 外部借入等について」に「資金調達企業名」を記載する欄がありますが、PFI事業の場合、資金調達はSPCが行う(構成員が行うものではない)ことになっていますが、この欄には何を記載することを想定されているのでしょうか。	様式集についての質問回答No76回答をご参照ください。
88	様式集	52							5-4	様式5-4[1/2]	「金融機関等からの融資確約、関心表明又はそれに類する書類を取得している場合は、その写しを提案書の最後に添付」とありますが、「最後」とは本様式(様式5-4)の後ろでしょうか。それとも、様式5-12の後ろでしょうか。	本様式の後に添付してください。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
89	様式集	55							5-6	様式5-6[1/2] 長期収支計画	営業費用の管理運営費にSPC管理費用とありますが、様式3-7及び様式4-9のSPC手数料合計を記載するのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。必要な補足説明をしてください。
90	様式集	55							5-6	様式5-6	損益計算書の営業費用欄に「不動産取得税」の記載がありますが、本事業はBTO方式であり、当該税金は課税されないものと理解してよろしいでしょうか。	不動産取得税はかからないと想定していますが、税務当局の判断となります。登録免許税については、事業者による所有権の保存登記は想定していません。
91	様式集	55							5-6	様式5-6	損益計算書の法人税等の「うち法人市民税＝市税収」欄は、備考2の前提条件により、各期の「課税損益×4.01%」のみを計上するとの理解でよろしいでしょうか。(「均等割」の額を加算する必要はないとの理解でよろしいでしょうか)	ご理解のとおりです。市税収に均等割は考慮しないこととしたものです。
92	様式集	55	1						5-6	長期収支計画	管理・運営費について、事業期間に掛かる費用を年平均に平滑化した費用を記載するという考え方でよろしいでしょうか。	各年度に、入札説明書に示した食数を提供する場合の管理・運営費を記載してください。
93	様式集	56							5-6	様式5-6(2/2)	備考欄に、消費税を含まず千円未満切り捨てで記入してください。との記述がありますが、データ上は円単位まであり、表中の表示を千円にするとの理解でよろしいでしょうか。この場合、千円未満四捨五入で表示するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。わかりやすく工夫して記載してください。
94	様式集								5-6	長期収支計画 (様式5-6) 備考2	立川市の税収が課税損益の4.01%という理解で宜しいでしょうか(エクセル版の山形市は立川市の誤記)。	ご理解のとおりです。 なお、様式集は「立川市」に修正します。
95	様式集								5-6	長期収支計画 (様式5-6)	平成40年度の欄を追加して作成して宜しいでしょうか。平成39年度第4四半期分のサービス購入料の入金、委託費支払及び借入金元利返済、SPC清算手続き等を行うため必要となります。	平成39年度第4四半期分のサービス購入料の入金等については平成39年度に含めていただくことを想定しています。ただし、平成40年度の欄の追加については、事業者の提案に委ねます。
96	様式集								5-6	長期収支計画 (様式5-6)	<立川市ライフサイクルコスト>における立川市支出は支払ベースではなく発生ベースで作成するという理解で宜しいでしょうか。すなわち、平成39年度第4四半期分の立川市支出は支払ベースでは平成40年4～5月になるが、平成39年度の欄に計上するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
97	様式集								5-6	様式5-6 2/2 立川市のライフサイクルコスト	現在価値換算は、各年度末に収入または支出があったとして、現在価値換算(割引計算)を行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	様式集	57							5-7	様式5-7	本表は消費税抜きの割賦償還表との理解でよろしいでしょうか。元利均等計算上円未満切り捨てとしますが、端数調整が必要な場合は端数調整してもいいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	様式集								5-7	割賦料内訳書 (様式5-7)	本様式は円単位で作成というご指示ですが、様式5-2事業計画提案書は千円単位で作成となっています。本様式も千円未満の金額を切り捨てて様式5-2との整合を図る必要があるのでしょうか。	本様式は円単位で作成してください。様式5-2は千円単位での表示を求めているものです。
100	様式集	58							5-8	様式5-8	「3枚以内」とありますが、本様式の記載内容を補足説明するような添付資料は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	3枚以内としてください。
101	様式集	60							5-10	事業計画説明書 7 <防災・環境への配慮>	①に「市との災害支援協定締結」とありますが、事業会社あるいは代表企業、構成員等の市との当該協定締結をお望みでしょうか。	SPCと市の協定を想定しています。
102	様式集	61							5-11	LCCO2計算	市職員の使用量は計算の対象外と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算	提案する使用エネルギーの単位をご提示願えませんか。	2.の表の排出係数(B)の単位をご参照ください。
104	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算	給湯などで夜間電力等を使用する場合、使用エネルギーはどちらに記載すれば宜しいでしょうか。ご教示願います。	電気「その他」の項目に、夜間電力等として記載してください。
105	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算 1.空調による使用エネルギー	空調については使用する部屋ごとに使用時間帯が異なります。各グループが一定の条件下で算定できるよう、エリア別又は諸室ごとの使用時間など詳細な条件のご提示をお願いします。	空調については、一律8時間としてください。
106	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算 3.照明設備による使用エネルギー	「全エリアの照明負荷」と記載がありますが、外灯も含まれるのでしょうか、ご教示願います。	外灯は含まないとしてください。
107	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算 4.厨房設備による使用エネルギー	「厨房設備使用エネルギータイムチャート」を提案してください。」と記載がありますが、調理メニューにより使用する機器が異なってきます。計算を行ううえでの調理メニューをご提示願います。	様式集についての質問回答No65回答と同じメニューとしてください。

様式集についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	様式	項目名	質問の内容	回答
108	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算 4.厨房設備による 使用エネルギー	厨房設備使用エネルギータイムチャートの提出とありますが、冷蔵庫等は24時間稼働のため、提出するタイムチャートは24時間記載との考えで宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
109	様式集	62							5-11	運営LCCO2計算 6.配送車による使用エネルギー	配送車の使用エネルギー量についても、年間186日間のエネルギー量と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	様式集	8							1-5	入札参加資格にかかわる記載	8ページ中ほど「本市登録番号」には何を記載すればよいですか。	東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査の受付番号を記入してください。 なお、様式集1-5[1/4](P8)及び1-5[2/4](P10)の「5 資格審査申請項目」中「本市登録番号」の記載を「東京電子自治体共同運営 受付番号」に修正します。

基本協定書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	条	項						項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書(案)	2	6	1						第6条第1項	「平成22年を11月」とありますが、「平成23年2月」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。平成23年2月に基本協定書(案)を修正します。
2	基本協定書(案)	2	6	3						第6条 3項 (事業契約)	デフォルト事由が生じた場合、入札説明書 4頁に則り、当該構成員若しくは協力会社に代わって、入札参加資格を有する新たな構成員若しくは協力企業を補充することで事業を継続することが可能と理解で宜しいでしょうか。	入札説明書p4は、契約前についての記載です。 構成企業交代の場面は、市にとっては基本協定の相手方の変更となります。新たな構成企業が基本協定の相手方とすると市が決定した場合には、基本協定の相手方とすることが可能です。
3	基本協定書(案)	4	10	2						第10条 2項 (救済措置)	「本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方税の10%に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担する」とありますが、予定価格から推測すると7億近い多額な負担が予測され企業の経営に大きく関り中小企業の参加が困難になります。違約金額の緩和と連帯義務を削除頂けないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	7				1	(1)	定義	6行目に「第6条第1項第1号エ所定の業務を」とありますが、「第6条第1項第5号エ」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
2	事業契約書(案)	8				1	(4)	定義	1行目に「第6条第1項第5号所定の業務を」とありますが、「第6条第1項第6号」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
3	事業契約書(案)	8				1	(13)	定義	1行目に「第6条第1項第1号ア所定の業務及びその他の要求水準書において」とありますが、「第6条第1項第3号」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
4	事業契約書(案)	8				1	(13)	定義	5行目に「建設業務のうち第6条第1項第1号イ所定の業務を」とありますが、「建築業務のうち第6条第1項第3号イ所定の業務を」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
5	事業契約書(案)	9				1	(19)	定義	2行目に「事業者が市に対して有する一体不可分の債権」とありますが、一体不可分とは、維持管理業務に対するサービス対価と運営業務サービス対価が不可分であるとの理解で宜しいでしょうか。	本事業に係わるすべての対価を請求する権利が一体不可分です。
6	事業契約書(案)	9				1	(24)	施設整備費	サービス購入料【B】及び【C】の内容をご指示下さい。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
7	事業契約書(案)	9				1	(24)	施設供用業務費	別紙11には、サービス購入料B、Cの記載がありません。サービス購入料B、Cと別紙11記載の委託料との関係について、ご指示下さい。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
8	事業契約書(案)	9				1	(24)	定義	「別紙11所定のサービス購入料【B】、サービス購入料【C】」という記載がありますが、別紙11に当該用語がありません。委託料を意味していると思われませんが、表記の統一をお願い致します。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
9	事業契約書(案)	9				2	(24)	サービス購入料	「別紙11所定のサービス購入料【B】、【C】」がありますが、別紙11には当該記載がありません。内容を確認させてください。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
10	事業契約書(案)	9				1	(25)	施設整備費	サービス購入料【A】の内容をご指示下さい。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
11	事業契約書(案)	9				1	(25)	施設整備費	別紙11には、サービス購入料Aの記載がありません。サービス購入料Aと別紙11記載の建設一時支払金、割賦料との関係について、ご指示下さい。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
12	事業契約書(案)	9				1	(25)	施設整備費	「施設整備費」とは、様式2-10「設計・建設費見積書」の「計」欄に記載する金額(消費税相当額を含まない合計金額)と理解してよろしいでしょうか。	施設整備費とは、消費税相当額を含む合計金額です。様式2-10「設計・建設費見積書」の「合計」欄に記載する金額としてください。
13	事業契約書(案)	9				1	(25)	定義	「別紙11所定のサービス購入料【A】」という記載がありますが、別紙11には当該用語がありません。割賦料を意味していると思われませんが、表記の統一をお願い致します。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
14	事業契約書(案)	9				2	(25)	サービス購入料	「別紙11所定のサービス購入料【A】」とありますが、別紙11には当該記載がありません。内容を確認させてください。	別紙11の記載に合わせるよう事業契約書(案)を修正します。
15	事業契約書(案)	12				5	1	事業場所	事業用地を現状有姿で借受ける際、事業者負担となる公租公課等の生じる償却資産は存在していないという理解で宜しいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
16	事業契約書(案)	12				6	1	本事業の概要	事業契約書(案)あるいは要求水準書に「大規模修繕」の定義が示されていないため、第1条にて「大規模修繕」の定義をお示し下さい。	「大規模修繕」とは、「建築物の主要構造部の種類以上について行う過半の修繕(建築基準法第2条14号)」をいいます。カッコ書きで事業契約書(案)に追加します。
17	事業契約書(案)	13				6	1 (3) イ	厨房設備の調達・	本条には、「備品等の調達・設置」の記載がありませんが、建設業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 (要求水準書P3には、建設業務の中に「厨房設備、備品等の調達・設置」との記載があります。)	ご理解のとおりです。ただし、第6条第1項第6号の運營業務 才 運営備品等の調達業務」に示すものは除きます。 (要求水準書⇒入札説明書に修正)なお、事業契約書(案)の(p13)「(3)イ 厨房設備の調達・設置」を「厨房設備、備品等の調達・設置」に修正します。
18	事業契約書(案)	13				6	1 (6) ウ	配送・回収業務	「配送・回収業務」は「運營業務」の一部であるとの理解でよろしいでしょうか。 (要求水準書P3では、「配送・回収業務」は「運營業務」に含まれておらず、別の業務として記載されています。)	ご理解のとおりです。
19	事業契約書(案)	14				9	1 (1)	施設整備費相当額	9条(1)(i)に定める「施設整備費相当額」は、事業契約書第66条1項1号で定める「施設整備費から割賦金利相当額を控除した金額」と同じ意味と理解していいでしょうか。	「施設整備費相当額」とは「施設整備費」に相当する金額です。なお、事業契約書第66条第1項第1号の「施設整備費から割賦金利相当額を控除した金額」は、「施設整備費」と修正します。
20	事業契約書(案)	14				9	1 (1)	施設整備費相当額	9条(1)(i)に定める「施設整備費相当額」とは、消費税及び地方消費税を含む金額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	事業契約書(案)	14				9	1 (1)	契約保証金	「施設整備費相当額の総額」と「施設整備費」との違いについてご教示下さい。	「施設整備費相当額の総額」を「施設整備費相当額」に事業契約書(案)を修正します。
22	事業契約書(案)	15				9	1 (1)	契約保証金	「また、」以降の記載をお願いします。(i)に続く(ii)の記載があるのでしょうか。	「また、」を削除し、事業契約書(案)を修正します。
23	事業契約書(案)	14				9	1 (1)	契約保証金	文章が途中で途切れていますのでこの先の文章を教えてください。	「また、」を削除し、事業契約書(案)を修正します。
24	事業契約書(案)	14				9	1 (1)	契約保証金	文章が「・・・相当する額を、また、」で切れています。「また、」から後の文章を提示願います。	「また、」を削除し、事業契約書(案)を修正します。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
25	事業契約書(案)	14				9	1 (2)	契約保証金	対価総額の増減が市の帰責による場合、契約保証金の増減に要する増加費用は市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の場合であっても、契約保証金の増減の要する増加費用は事業者で負担していただきます。
26	事業契約書(案)	14				9	1 (4)	契約保証金	「契約保証金の全部又は一部を・・・留保することができる。」とは、どのような場合に留保することになるのかご教示ください。	市が第42条の権利を実現することが十分に可能であると判断した場合には、留保しません。
27	事業契約書(案)	14				9	1 (4)	契約保証金	(4)に「市は契約保証金の全額又は一部は瑕疵担保責任の除斥期間満了まで留保することができる」とありますが、履行保証保険を付保する場合はどのような対応となるのでしょうか。	契約保証金を納付する場合の規定であり、特段の手当では不要です。
28	事業契約書(案)	14				9	3 (1)	履行保証保険	履行保証保険を締結した場合には、9条1項4号定めにかかわらず、履行保証保険の保険期間は、事業契約締結日から引渡し予定日までということでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業契約書(案)	15				9	3 (1)(3)	契約保証金	「履行保証保険契約」を締結する場合、保険金額は、第9条第1項(1)を踏まえ、「施設整備費相当額の総額の100分の10以上に相当する額」になるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答No20及び21回答をご参照ください。
30	事業契約書(案)	15				9	3 (1)(3)	契約保証金	履行保証保険契約を締結する際の保険金額が、「施設整備費相当額の総額の100分の10以上に相当する額」になる場合、「施設整備費」には消費税額や割賦利息額は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答No20及び21回答をご参照ください。
31	事業契約書(案)	15				9	3	契約保証金	履行保証保険の付保額は「施設整備費から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額以上」という理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答No20及び21回答をご参照ください。
32	事業契約書(案)	16				11	3	第三者による実施	第3項の「事業者は、設計業務の一部を～市に届けるものとする」は第2項のただし以降と同じで内容ではないでしょうか。第25条第1項と同様の表記に改めていただきたいと存じます。	第2項は、全部又は大部分を第三者に委託等することを原則禁止する規定であり、市の承諾による例外を定めています。 第3項は、一部を第三者に委託等する場合の手続きを規定しています。
33	事業契約書(案)	16				12	3	基本設計の完了	事業者が提出した書類又は図面の確認期間が具体的に規定されず、何時、実施設計に着手できるのかが不明確です。例えば、「書類又は設計図書の提出後14日間を経過しても、市による確認の通知がない場合、事業者は市による確認がなされたものと見なして実施設計に着手することができる」といった表記に改めていただきたいと存じます。(第34条第1項では確認期間が明記されております。)	事業契約書(案)のとおりとします。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
34	事業契約書(案)	16				13	3	実施設計の完了	第12条第3項と同様ですが、事業者が提出した書類又は図面の確認期間が具体的に規定されず、何時、着工できるのかが不明確です。例えば、「書類又は設計図書の提出後14日間を経過しても、市による確認の通知がない場合、事業者は市による確認がなされたものと見なして実施設計に本件工事を開始することができる」といった表記に改めていただきたいと存じます。(第34条第1項では確認期間が明記されております。)	事業契約書(案)のとおりとします。
35	事業契約書(案)	17				14	1	設計の変更	「事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に・・・」との記載がございますが、土・日・祝日を除く14日以内との解釈でも宜しいでしょうか。	第85条第5項の規定によります。
36	事業契約書(案)	17				14	3	第14条_3項(設計の変更)	「本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業において生ずる追加的な費用を含む。」とは、将来に生じる運営・維持管理費の増加も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業契約書(案)	17				14	3	設計の変更	同条第5項、第15条第3項及び第4項、第16条第4項、第37条第1項にも該当しますが、「事業者において追加的に発生する費用」には、施設整備費の他に、維持管理及び運営費、金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書(案)	19		4	1	16	2	本件工事に伴う近隣対策	周辺地域に対する最低月1回の工事工程、作業時間等の工事計画及び進捗状況の説明とは、「掲示板への説明資料の掲示または自治区役員(代表者等)への説明」等、事業者側の任意の方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、最低限の説明会は開催してください。
39	事業契約書(案)	19				16	2	本件工事に伴う近隣対策	「最低月1回は、工事工程、作業時間等の工事計画及び進捗状況を周辺地域に説明しなければならない」とありますが、説明会の開催ではなく、仮囲いへの看板設置でも宜しいでしょうか。	最低限の説明会は開催してください。
40	事業契約書(案)	19				16	2	本件工事に伴う近隣対策	本条と関連して、本施設の整備に関して、近隣住民との協定あるいは近隣住民の要望等があればお示し下さい。	現段階では、特にありません。
41	事業契約書(案)	20				20	1	事業者の施工責任	工事用地とは、事業用地が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
42	事業契約書(案)	21				23	1	第23条_1項(備品の搬入)	「自己の費用負担において～～～備品の搬入作業に協力」とは、スケジュールの調整のみと理解で宜しいでしょうか。	協力の内容は、スケジュール調整のみではありません。
43	事業契約書(案)	21				23		備品の搬入	施設計画上の配慮もありますので市が別途発注する備品のリストや設置場所は提示していただけるのでしょうか。	現段階では決まっています。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
44	事業契約書(案)	23				29	2	シックハウスへの対応	万一、測定値が基準値を上回った原因が市調達備品であることが判明した場合、備品の撤去、再搬入及び再測定は市の費用及び責任においてなされるとの理解で宜しいでしょうか。	市に原因がある場合に限り、ご理解のとおりです。
45	事業契約書(案)	23				30		法令による完成検査等	第28条に定めのある事業者による完工検査と合わせて実施することはお認めいただけるのでしょうか。	認めます。
46	事業契約書(案)	24				32	2	施設供用業務の遂行体制整備	3行目に「市に対してそれぞれ通知を行う」とありますが、市に通知を行うのは、研修等の完了、遂行体制の整備の2点で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、加えて、遂行が完全に可能となった旨の通知も要します。
47	事業契約書(案)	25				35	1	工場の一時停止	「市は、…本件工場の全部又は一部の施工を停止させることができる。」とありますが、第36条第2項のように、事業者からかかる請求をすることができる規定の追加をお願いします。理由:本条第2項第1号でも想定されているように、貴市の責めに帰すべき事由により施工を一時停止しなければならない可能性が完全に排除されるわけではないため。	事業契約書(案)のとおりとします。
48	事業契約書(案)	26				36	3	工期の変更	7日間という協議期間は工期変更の可否の検討には短すぎると思われるため、例えば14日間に延長していただくか、検討期間は別途協議の上定めるに変更していただくことは可能でしょうか。	ご要望のとおり14日間とします。あわせて事業契約書(案)を修正します。
49	事業契約書(案)	27				40	1	本施設の引渡し	「引渡予定日までに…所有権を市に移転するものとする」とありますが、所有権の移転は引渡予定日と同日でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	事業契約書(案)	27				40	2	本施設の引渡	要求水準書に「本建物は、立川市長を建築主とする計画通知及び関連する届出等の諸手続きを必要とするため」とありますが、事業者が本施設の原始取得者になるのであれば、計画通知ではなく確認申請とすべきではないでしょうか。	計画通知とします。
51	事業契約書(案)	28				41	2	運営開始の遅延	遅延損害金の割合が「●%」となっていますが、具体的な利率が提示されるのは、落札後になるのでしょうか。	3.3%です。事業契約書(案)を修正します。
52	事業契約書(案)	28				41	2	運営開始の遅延	遅延損害金の金利をお示し下さい。(他の条文と同様、年3.3%でしょうか。)	事業契約書(案)についての質問回答No51回答をご参照ください。
53	事業契約書(案)	28				41		運営開始時の遅延	遅延利息が●%となっていますが、現時点での遅延利息をご教示ください。	事業契約書(案)についての質問回答No51回答をご参照ください。
54	事業契約書(案)	28				42		瑕疵担保責任	厨房機器、什器備品も瑕疵担保責任の対象とされていると思われませんが、保証期間は通常1年であり、建築物と同様の瑕疵担保期間の設定は過大な要求ではないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。瑕疵担保責任である以上、瑕疵のないものまで責任追及するものではありません。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
55	事業契約書(案)	30				43	1	開業準備業務	本条では施設を引き渡した後に開業準備業務を遂行すると読み取れますが、入札説明書P2(3)事業期間では、開業準備業務後に施設の引渡しとなっています。どちらが正しいでしょうか。	開業準備業務は引渡しの要件となります。したがって、本項を「事業者は、市が供用開始予定日に本施設により給食の提供を開始できるよう、第31条の定めるところに従って本施設の市による完工確認を受け、かつ第40条に定めるところに従って本施設を市に対して引き渡すために、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、開業準備業務を遂行するものとする。」と修正します。
56	事業契約書(案)	30				47	2	第47条_2項(施設供用業務の遂行計画)	維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書の作成が前年度9月末日となっておりますが、年間業務計画は当該年度の業務内容を次年度に反映するため、9月末日はかなり早いと考えます。長期計画書と同様に60日前までに作成に変更頂けないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
57	事業契約書(案)	31				47	2	施設供用業務の遂行計画	業務年間計画書の案は前年度の9月末日までに市に提出とのことですが、前年度の10月～3月の期間に実施した計画業務の結果、次年度の年間計画を見直す必要がある場合には、フレキシブルに計画変更ができると理解して宜しいでしょうか。	業務年間計画書の変更は、市の承諾が要件となります。
58	事業契約書(案)	30				47	2	施設供用業務の遂行計画	第33条に合わせ、「本施設の供用開始予定日までに確認を得るものとする」と改めていただきたいと存じます。	事業契約書(案)のとおりとします。
59	事業契約書(案)	31				48	1	施設供用業務の遂行体制	例えば年1回の点検業務のみに従事する者も、維持管理業務従事者名簿に記載する必要はございますでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	事業契約書(案)	31		第6		48	4	48条4施設供用業務の遂行体制	「市は、事業者の業務従事者がその業務を行うのに不適当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従うものとする」とありますが、「事業者はこれに従うものとする」の文言を削除、もしくは表記を「市と事業者で協議の上、明らかに事業者に責が認められる場合に、交代請求に従うものとする。」に変更していただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
61	事業契約書(案)	32				49	2	情報管理	「市で定める情報セキュリティ関連規定を遵守」とありますが、どのような規定が該当するのか、対象となる具体的な「規定」をご教示いただけないでしょうか。なお、当該規定は、ホームページから入手可能でしょうか。	「立川市情報セキュリティ規則」など、市のホームページよりダウンロード可能です。
62	事業契約書(案)	32				50	3	業務の安全確保	4行目に「当該辞退」とありますが、「当該事態」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
63	事業契約書(案)	32				50	3	業務の安全確保	5行目及び6行目に「爾後速やかに、速やかに対応策等を」とありますが、「爾後速やかに、対応策等を」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
64	事業契約書(案)	32				50	5	業務の安全確保	「本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担する…」とのことですが、例えば貴市職員または見学者等による施設損傷等により発生した増加費用等は貴市で負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	事業契約書(案)	33				53	1 (3)	アンケート	「市は、必要に応じてアンケートを行う」とありますが、市が行うアンケートの対象者についてご教示ください。	主に児童、保護者を想定しています。
66	事業契約書(案)	34				54	2	損害の発生	別紙7(事業者等が付保する保険)第2項は運営業務も対象であり、又、P56の注釈に記載の通り、「維持管理期間」ではなく、「運営・維持管理期間」とした方が宜しいのではないのでしょうか。	別紙7の記載を契約書本文の定義に合わせて修正します。
67	事業契約書(案)	35		8		58	1	契約期間	契約期間は平成40年3月31日までではないのでしょうか。(別紙1より)	事業契約書(案)を修正します。
68	事業契約書(案)	35		8		58	1	契約期間	本契約の契約期間について本契約成立日から平成39年8月31日までとありますが平成40年3月31日までの誤りであるとの理解でよろしいのでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
69	事業契約書(案)	35				58	1	契約期間	終了日は平成40年3月31日ではないのでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
70	事業契約書(案)	35				58	1	契約期間	契約終了日は、「平成39年8月31日」ではなく、別紙1記載のとおり、「平成40年3月31日」と理解してよろしいのでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
71	事業契約書(案)	35				58	1	契約期間	契約期間は平成39年8月31日までとの記載ですが、入札説明書では平成40年3月までとなっています。入札説明書が正との理解で宜しいのでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
72	事業契約書(案)	35				58	1	契約期間	契約終了日は、平成40年3月31日が正ではないのでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
73	事業契約書(案)	35				59	1	市の事由による解除	事業契約解除に至る具体的なプロセスについては、直接協定の中で規定されるという理解でよろしいのでしょうか。(第60条、第61条、第62条について同じ。)	市の解除権の最低限の留保について、融資金融機関と合意することを想定していますが、そのプロセスについて事業者と合意する予定はありません。
74	事業契約書(案)	35				60	1 (2)	事業者の債務不履行等による解除	2行目「又は」までの記載に関して、「供用開始予定日から60日が経過しても市が施設の供用に着手することのできる状態にないと判断したとき」と解釈して宜しいのでしょうか。確認させてください。	客観的に明らかな場合を規定しており、市の判断を規定しているものではありません。
75	事業契約書(案)	37				63	2	特別措置等によるサービス購入料の減額	“見直しのための協議”には、必要に応じて融資金融機関の参加も可能という理解でよろしいのでしょうか。	本規定は、融資金融機関の参加を妨げるものではありません。ただし、本事業者の当事者は市と事業者であることにご留意ください。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
76	事業契約書(案)	37				64	1 (1)	引渡日前の解除の効力	「市による完工確認が未了の本施設」に関する規定と、「既に市による完工確認が完了している本施設」に関する規定が置かれている趣旨をご教示ください。(本項第2号および第3号についても同様。)	両者の扱いが異なるため、別の規定となっています。
77	事業契約書(案)	37				64	1 (1)	引渡日前の解除の効力	「なお、残額があるとき」の支払いにつき、「支払時点までの利息(年3.3%の割合とし、(以下略)を付したうえ、」とありますが、①将来の市場金利動向次第では「年3.3%の割合」が著しく不適当になる可能性があること、②かかる利息計算方法の変更は、ファイナンス上あまりに過大なリスク要因であることから、資金調達が困難になる虞さえ想定されます。よって、本号「既に市による完工確認が完了している本施設」にかかる施設整備相当額の支払いに関する規定と同様の内容に修正されるよう強くお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
78	事業契約書(案)	37				64	1 (1)	引渡日前の解除の効力	「一括又は分割払いにより」とありますが、分割払いによる場合であっても、ファイナンスを受ける上での必須要件として、「当該支払期間は当初の支払スケジュールの期間内とする」旨の追記をお願いします。(本項第2号および第3号についても同様。)	事業契約書(案)のとおりとします。
79	事業契約書(案)	37				64	1 (1)	引渡日前の解除の効力	10行目に「一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする」とありますが、分割払いとは、別紙11に定めるスケジュールに従い支払うとの理解で宜しいでしょうか。	解除後の措置として完工確認された部分については、当該スケジュールにより支払うとは限りません。
80	事業契約書(案)	38				64	1 (2)	引渡日前の解除の効力	(1)及び(3)にも該当しますが、施設整備費の事業者への支払が別紙11に定めるスケジュールに従う場合、SPCの存続費用も市にご負担いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	存続するか否かを含めて、協議により決定します。
81	事業契約書(案)	38				64	1 (2),(3)	引渡日前の解除の効力	完工確認検査に合格した部分の対価の支払いにつき、「支払時点までの利息(年3.3%の割合とし、(以下略)を付したうえ、」とありますが、①将来の市場金利動向次第では「年3.3%の割合」が著しく不適当になる可能性があること、②かかる利息計算方法の変更は、ファイナンス上あまりに過大なリスク要因であることから、資金調達が困難になる虞さえ想定されます。よって、本号の「既に市による完工確認が完了している本施設」にかかる施設整備費相当額の支払いに関する規定と同様の内容に修正されるよう強くお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
82	事業契約書(案)	38				64	1 (3)	引渡し日前の解除	不可抗力により損傷損壊した部分の工事費相当分は、市による買取部分に含まれますか、それとも別紙8(1)の不可抗力分担の定めが適用されますか。	不可抗力が原因の場合には、第62条が適用されます。
83	事業契約書(案)	38				64	1 (3)	引渡日前の解除の効力	「第62条の定めるところに従って本契約が解除された場合、」とありますが、第62条第4項の規定によって解除された場合に関しては、貴市のご判断により事業契約が解除されるケースですので、同項による解除の場合の支払は、本号に基づくものではなく、前号(第2号)によるべきと考えますが、いかがでしょうか。(第65条第4項第3号も同様。)	事業契約書(案)のとおりとします。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
84	事業契約書(案)	38				64	2	引渡日前の解除の効力	「…第60条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第66条第1項及び第3項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第81条に基づく遅延損害金を負担するものとする。」とあり、ここでいう「その費用相当額」とは「本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方」を指すと思われませんが、当該措置に必要な費用は貴市に対する債務ではありませんので、当該費用金額を含む「総額」に対して、第81条に基づく遅延損害金が付されるのは合理的ではないのではないのでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
85	事業契約書(案)	39				65	4 (1)	引渡日後の解除の効力	(2)及び(3)にも該当しますが、施設整備費の事業者への支払が別紙11に定めるスケジュールに従う場合、SPCの存続費用も市にご負担いただけたとの理解で宜しいのでしょうか。	存続するか否かを含めて、協議により決定します。
86	事業契約書(案)	39				65	4 (2)	引渡日後の解除の効力	本号は、貴市の事由による本契約の解除にかかる規定ですので、次号と同様に、「また、市は事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。」の追記をお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
87	事業契約書(案)	39				65	4	引渡日後の解除の効力	頭書に「市が施設供用業務を引き継いだ後、」とありますが、前項に従い、市の指定する者に対して施設供用業務を引き継いだ場合のサービス購入料の取り扱いをご教示ください。	本項(1)～(4)の規定によります。
88	事業契約書(案)	37 ～ 40				64,65		引渡日前の解除の効力、引渡日後の解除の効力	事業契約が解除された場合における未払いの施設整備費の支払いについて、当初別紙11に定められる支払方法、支払金額から変更が生じ、融資金融機関に対して合理的な金融費用が発生した場合には、貴市にご負担頂けるという理解でよろしいのでしょうか。	原因が市にある場合に限り、ご理解のとおりです。
89	事業契約書(案)	40		8		66	1 (2)	損害賠償	引渡日以降に事業契約が解除された場合、「解除日の属する事業年度およびその翌年度……に相当する額」とあります。損害賠償額を2年分の委託料合計の100分の10とすることは、通常の給食センターPFI事業の損害賠償と比較し、事業者に対して非常に大きな負担だと思われます。損害賠償額を解除日の属する年度の委託料の100分の10とすることはできませんでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
90	事業契約書(案)	40				66	1 (2)	損害賠償	「施設供用業務費／解除日…」の「／」の意味は、「あるいは」ということでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
91	事業契約書(案)	40				66	1 (2)	第66条_1項_(2)(損害賠償)	引渡日以降の解除の損害賠償が、施設供用業務費の2年度分の100分の10となっておりますが、他の案件に比べて過度の負担となっております。当該年度の100分の10相当額に変更頂けないのでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答No89回答をご参照ください。
92	事業契約書(案)	40				66	1 (1) (2)	損害賠償	損害賠償額は、「施設整備費」と「施設供用業務費」に消費税を加算するか否かについてご教示下さい。	加算します。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
93	事業契約書(案)	40				66		損害賠償	1項(1)において、施設整備費から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10との記載がありますが、消費税を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	事業契約書(案)	41				70		公租公課の負担	不動産取得税は課税されないという理解で宜しいでしょうか。	不動産取得税はかからないと想定していますが、税務当局の判断となります。登録免許税については、事業者による所有権の保存登記は想定していません。
95	事業契約書(案)	55	7				2 (1)	第三者賠償責任保険	「施設協期間」とありますが、「施設供用期間」が正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
96	事業契約書(案)	55	7					第三者賠償責任保険	補償額については、記載されている条件を最低限の条件として、提案者の判断で補償額を増額してもいいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	事業契約書(案)	55	7					保険条件	別紙7に記載されている各保険の保険条件については最低限の保険条件ということで、記載のない条件(特約等)は事業者の提案にまかせるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	事業契約書(案)	55	7				2	(1)~(3) 施設供用期間の保険	施設供用期間中の保険については、期間1年又は複数年の保険を都度更改して所定の期間付保する方法でもよろしいですか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
99	事業契約書(案)	55	7				2 (2)	施設供用期間の保険	普通火災保険の補償額の記載で、再調達金額とは、火災時における割賦料残額と理解してよろしいでしょうか。	施設整備費となります。
100	事業契約書(案)	55	7				2 (2)	普通火災保険	本事業はBTO方式であるにも係らず、普通火災保険の付保を事業者に義務付けていますが、市は独自に共済保険には加入しないということなのでしょうか。	入札説明書についての質問回答No48回答をご参照ください。
101	事業契約書(案)	55	7				2 (2)	普通火災保険	本事業はBTO方式であり、保険金は施設所有者である市に対して保険会社から支払われるものと思われませんが、市から事業者に対して補修等の対価として保険金相当額が支払われるという理解で宜しいでしょうか。	市が保険金を受け取った場合で、事業者が補修等を行った時には、ご理解のとおりです。
102	事業契約書(案)	55	7				2 (2)	普通火災保険	普通火災保険について、付保の期間は貴市へ建物を引き渡した後ですが、事業者側の責による火災を補償する保険のみに加入すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
103	事業契約書(案)	55	7				2 (2)	普通火災保険	普通火災保険に関して、保険期間は事業者が貴市へ建物を引き渡した後である為、事業者等の責による火災を補償する保険のみに加入すればよろしいですか。それとも事業者等の責以外の火災も補償する火災保険に加入するべきですか。ご教示願います。	事業契約書(案)についての質問回答No102回答をご参照ください。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
104	事業契約書(案)	55	7				2 (3)	施設供用期間の保険	厨房設備にかかる保険とはどのようなものを想定しているのでしょうか。(2)の普通火災保険とは違う保険を想定しているのでしょうか	厨房設備にかかる保険は、厨房設備が原因となる損害であって(1)第三者賠償責任保険及び(2)普通火災保険で補償されない部分がある場合に付保していただくことを想定しています。
105	事業契約書(案)	56	7					別紙7	※の注記部分ですが、なお以降の文章の主旨をご教示ください。	火災保険があった場合と同等の効果のある代替手法を広く認める趣旨です。
106	事業契約書(案)	56	7					厨房設備にかかる保険	厨房設備にかかる保険について、損壊補償や第三者賠償などがありますが貴市が求める保険内容をご提示願いますか、ご教示願います。	事業契約書(案)についての質問回答No104回答をご参照ください。
107	事業契約書(案)	56	7					厨房設備にかかる保険	厨房設備にかかる保険について下記に示す保険等がありますが、貴市は具体的にどのような保証を想定されていますか、ご教示願います。 ①厨房設備自体が損壊した際の補償(火災・故障等) ②厨房設備の欠陥(メーカー責任・厨房設備の使用責任)により第三者に対する損害賠償を補償	事業契約書(案)についての質問回答No104回答をご参照ください。
108	事業契約書(案)	63	7				1 (1)	建設一時金	建設一時金304,300千円の変更はあり得るのでしょうか。あり得るとすれば、予想される変動幅と、変更金額が分かる時期をご教示ください。	変更は想定していません。
109	事業契約書(案)	63	7				1 (1)	建設一時金	建設一時金304,300千円が変更された場合、事業者側に生じる合理的な費用はご負担いただける理解で良いでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答No108回答をご参照ください。
110	事業契約書(案)	57	8					(1)~(2) 不可抗力	末尾のただし書き以降の意味は、100分の1までは支払保険金を事業者負担分として充当してよいという意味ですか。	ご理解のとおりです。
111	事業契約書(案)	57	8				(2)	不可抗力	「施設供用業務費／解除日・・・」の「／」の意味は、「あるいは」ということでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
112	事業契約書(案)	57	8					別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	不可抗力の負担が、一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務費の遂行に係る対価総額の1パーセントが事業者負担となっておりますが、予測不可能な事象なため、結果的には事業年度の施設供用業務費に1パーセント上乗せすることになり、VFMの低下となります。本規定は、不可抗力被害の波及防止措置として、事業者にも費用負担していると推測します。損害の事業者の負担方法を、1事象毎に100分の1まで負担し、年間の費用負担上限を累計で当該事業年度の施設供用業務費の100分の1までと修正願いませんか。	事業契約書(案)のとおりとします。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
113	事業契約書(案)	57	8					(1),(2) 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	「…事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、」とありますが、ここのご趣旨は「支払われた保険金はまず事業者の負担分に充当され、なおその余があった場合」という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答No110回答をご参照ください。
114	事業契約書(案)	58	9			1		保証	本件事業契約第43条ではなく第42条に基づくと正ではないでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
115	事業契約書(案)	60	10					別紙10 業務報告書の構成及び内容	維持管理業務実施報告書及び運営業務実施報告書の提出が(1)業務月報、(2)四半期報告書、(3)業務年報となっておりますが、要求水準書(43頁)では毎月及び四半期(3ヶ月)となっております。第4四半期報告書が業務年報を兼ねるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)のとおり、業務年報を別途作成して提出してください。 なお、要求水準書(p48)を修正します。
116	事業契約書(案)	62	11				1 (1)	サービス購入料の構成	建設一時金は304,300千円との記載ですが、実施方針についての質問回答(平成22年2月15日回答)7番によると、「平成23年度に交付金の申請を行い、24年度に確定する予定」とあります。①記載金額は確定したものと理解してよろしいでしょうか。②万が一金額が変更となった場合の取扱い(記載額未済となった場合の充足方法、事業者に追加費用(金融費用を含む。)が生じた場合の扱い)についてご教示ください。	ご理解のとおりです。
117	事業契約書(案)	62	11				1 (2)	割賦料	「割賦料」には、利息相当額が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	事業契約書(案)	62	11				1 (3)	委託料	運営備品の調達業務に関する費用は委託料に含まれるのでしょうか。 買い取りとする場合には初期投資として多額の費用がかかるため割賦料に含める方法もお認めいただけないでしょうか。	運営備品の調達業務に関する費用は委託料に含まれます。割賦料に含めることはできません。
119	事業契約書(案)	62	11				2 (1) ①	サービス購入料の支払方法	「建設一時支払金については……提出するものとする」とありますが、スケジュールに遅延がない場合、施設の所有権移転は開業準備業務開始(平成25年2月)前になるものと思われます。請求書を2月初旬に提出した場合、平成25年度内に建設一時支払金が支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書についての質問回答No51回答をご参照ください。
120	事業契約書(案)	62	11				2 (1) ①	サービス購入料の支払スケジュール	建設一時金についても、市が事業者からの請求書受領後30日以内に支払われるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	事業契約書(案)	62	11				2 (1) ② ③	サービス購入料の支払スケジュール	割賦料と委託料では、市に対して請求書を提出するまでの手順が異なっていますが、対価は一体として支払われるのでしょうか。それとも別々に支払われるのでしょうか。	一体として支払う予定です。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
122	事業契約書(案)	62	11					サービス購入料の金額と支払スケジュール	維持管理費用のうち、修繕費用につきましても、四半期毎に平滑化された費用を支払うとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	事業契約書(案)	62	11				2 (1) ①	サービス購入料の支払方法	本項②、③と同様に、貴市が請求書を受領してから建設一時金をお支払い頂くまでの最長日数の追記をお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
124	事業契約書(案)	63	11				2 (2)	各四半期の委託料の金額	「①変更給食数がマイナス200 以上の場合には提供給食数」とありますが、入札説明書P15を踏まえると、「①変更給食数がマイナス200 を超える場合には予定給食数から200を引いた数」になるのではないのでしょうか。	入札説明書15ページの内容は、別紙11に反映されていると考えていますので、事業契約書(案)のとおりとします。(変更給食数が-200食超の場合(-200食を下回る場合)は、別紙11の②に該当します。)
125	事業契約書(案)	63	11				2 (2)	各四半期の委託料の金額	「変更給食数がマイナス200 に満たない場合には予定給食数から200 を引いた数」とありますが、入札説明書P15を踏まえると、「①変更給食数がプラスマイナス200以内の場合には実施給食数」になるのではないのでしょうか。	入札説明書15ページの内容は、別紙11に反映されていると考えていますので、事業契約書(案)のとおりとします。(変更給食数が±200食以内の場合は、別紙11の①に該当します。)
126	事業契約書(案)	63	11				2 (2)	各四半期の委託料の金額	入札説明書P15には、変更給食数が200食を超えた場合の対応について記載があることから、事業契約書にも明記していただけないでしょうか。	入札説明書15ページの内容は、別紙11に反映されていると考えていますので、事業契約書(案)のとおりとします。(変更給食数が+200食超の場合は、別紙11の①に該当します。)
127	事業契約書(案)	63	11				3 (1)	サービス購入料の改定方法	本項では2月末日に新基準金利を確定することとされていますが、入札説明書第1の4によると施設の引渡しについて「平成25年3月」との記載がある一方で、第6の3では「事業者は、平成25年3月未までに、市に施設の所有権を移転することとされています。さらに、第6の4においては、割賦料の第1回分の計算始期が4月1日とされており、これらのスケジュールの間で整合がとられていないと思われます。安定的な資金調達の観点からは、新基準金利の確定日を引渡しの2営業日前として頂きたいと合わせてご検討のほどお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
128	事業契約書(案)	63	11				3 (2)	委託料の改定方法	委託料の改定方法の記載がございますが、維持管理費用のうち「修繕費」と「水光熱費」につきましても、記載の計算方法に改定するという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	事業契約書(案)	64	12				2	減額措置	万一食中毒あるいはアレルギー等の事故が発生した場合も、減額措置は別紙12のレベル1～4の定義に準拠して対応するという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

事業契約書(案)についての質問回答

質問No.	書類名	頁	別紙	章	節	条	項	項目名	質問の内容	回答
130	事業契約書(案)	64	12					別紙12 サービス購入料 の減額の基準と 方法	減額の対象が維持管理及び運営の対 価となっておりますが、減額等の措置を 講じる事態を生じた業務の対象(維持 管理業務、配送・回収業務、運営業務 毎)として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
131	事業契約書(案)	65	12				5 (1)	委託料総額の減 額	累積ペナルティポイントが8以上となると 委託料については支払停止となります が、割賦料は支払われるという理解で 宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	事業契約書(案)	66	13					② 法人税等の新設 変更の場合	ここでいう収益関係税とは、①法人税、 ②法人事業税、③法人事業税(均等 割)、④都道府県税、⑤市町村税を指 すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等についての意見・回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	意見の内容	回答
1	入札説明書	4	第3								事業応募者等のスケジュール	資格申請に関連する質問については、早期の対応が必要になる場合がございます。ついては、第1回質問回答日(6/10)ではなく、なるべく早期にご回答いただきたくお願いいたします。	参加資格に関する様式ファイル(Word形式)は、5/26に公表しました。
2	要求水準書	51	第6	6	(2)	カ	(ア)				清掃業務	食材の納品業者にはダンボールで納品した場合は、ダンボールの回収も納品業者に実施していただくことでセンターでのゴミの発生を抑制することが可能だと思われます。	ご意見として参考にさせていただきますが、現在のところ、想定していません。
3	基本協定書	4	10	1							救済措置	本協定の解除の通知ができるのは甲だけでなく、事業の公平性の立場から乙の通知により解除することもできませんでしょうか。ご検討願います。	基本協定書(案)に示すとおりとします。
4	基本協定書	4	10	2							救済措置	本協定を解除したにも拘らず違約金の支払い義務を連帯して負担することは、過大な負担と考えますので配慮願います。	基本協定書(案)に示すとおりとします。
5	様式集	62									運営LCCO2計算 1.照明による使用エネルギー	前提条件で全エリア8時間とありますが、2階の各室、機械室及び午前中使用しない洗浄室なども全て見込んで算出するのでしょうか。現実的でないエネルギー量が算出されると思われますが、貴市のお考えをご教示願います。	様式集についての質問回答No105回答をご参照ください。
6	様式集	62									運営LCCO2計算	4.厨房設備による使用エネルギーについて、献立によって使用する機器が変わり、提案書の公平性からも算定条件となる2献立を具体的にご提示をお願いします。	様式集についての質問回答No107回答をご参照ください。